第4次草津市男女共同参画 推進計画



令和3(2021)年4月 **草 津 市**

「男女(誰も)がともに 喜びと責任を分かち合う 協働のまち 草津」の実現をめざして



草津市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成21年4月から「草津市男女共同参画推進条例」を施行し、平成22年3月には、平成32年度(令和2年度)までの11年間を計画期間とする「第3次草津市男女共同参画推進計画」を策定し、今日までさまざまな施策を進めてきました。

しかしながら、家庭、職場、地域、政治の場などでまだまだジェンダー平等は実現できていない状況にあります。また、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的大流行等により、安定した生活が脅かされ、特に非正規雇用の女性など社会的弱者と言われる方々がより深刻な影響を受けています。

このような社会情勢のもと、市民意識調査結果や第3次計画の実績を踏まえ、 「第4次草津市男女共同参画推進計画」を策定しました。

本市では、令和3年5月にオープンする市民総合交流センター(キラリエ草津)内に「草津市立男女共同参画センターあい・ふらっと」を設置いたしますが、今後、このセンターを拠点として、市民、事業者、各種団体、教育にかかわる人と協働しながら、計画の基本理念「男女(誰も)がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」の実現をめざし、取組をさらに進めてまいりますので、皆様の御理解・御協力をお願い申しあげます。

結びに、本計画の策定にあたり、草津市男女共同参画審議会委員の皆様をは じめ、御意見、御提言をいただきました多くの皆様に心からお礼申しあげます。

令和3年4月

草津市長 橋川 渉

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 国・県・市・社会の状況	2
第2章 草津市の男女共同参画の現状と課題	6
1. データでみる現状と課題	6
2. アンケート調査結果からみる現状と課題1	1
第3章 第3次計画の実績と課題2	1
1. 数値目標における実績2	1
2. 目標ごとの主な実施状況と課題2	3
第4章 男女共同参画社会づくりの取組方針2	7
1. 第4次計画の概要2	7
2. 施策体系3	1
3. 目標ごとの市の取組3	
目標1. 男女共同参画の意識づくり3	
目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり3	
目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり3	
目標 4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり 3	
4. 市民等の取組4 5. 数値目標の設定4	
第5章 計画の推進にあたって4	
# 3 早 前 画の推進にめたり C	
1. 計画の推進体制4 2. 数値目標による進行管理4	
~ 3 - 女値中標による連川自生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 草津市男女共同参画推進条例4	
1. 草澤市	
3. 草津市男女共同参画審議会規則	
4. 草津市男女共同参画審議会委員 名簿	
5. 策定の経過	
6. 男女共同参画社会基本法5	
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律6	0
8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律6	9
9. 男女共同参画に関する年表7	
10. 用語集	3

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では、男女があらゆる分野で対等な立場から、ともに平和で豊かな地域を築いていくことを目指した取組を進めてきており、平成20 (2008) 年12 月に「草津市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年4 月から施行しています。

この条例に基づき、平成22(2010)年3月には平成22(2010)年度から11年間を 計画期間とした「第3次草津市男女共同参画推進計画」(平成 27(2015) 年度に中間 見直しを行い「第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)」として策定)(以 下、「第3次計画」という)を策定し、計画の基本理念である「男女がともに喜びと 責任を分かち合う協働*のまち草津」の実現を目指して総合的かつ計画的に施策を推進 してきました。令和3年(2021)年には、JR草津駅近くの草津市立市民総合交流セン ター(以下、「市民総合交流センター」という)内に新たに「草津市立男女共同参画 センター」を開設し、本市の男女共同参画推進の拠点施設として、市民、事業者、各 種団体および教育にかかわる人との協働のもとに男女共同参画の取組をさらに進めよ うとしています。また、令和元(2019)年度に実施した「令和元年度草津市男女共同 参画についてのアンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別 役割分担意識に肯定的な市民の割合は平成 26(2014)年度の調査実施時より少なくな り、市民意識の変化がみられました。その一方で、社会の各分野における男女の平等 感については、政治分野や社会通念等で男性優遇を感じる人が多くなっており、依然 として性別による不平等を感じる場面が残っていることがわかりました。また、ワー ク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)の実現や男性の家事・育児への参画が進 んでいない状況や、ドメスティック・バイオレンス*(以下、「DV」という)被害者 が相談機関に結びついていない状況など、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む べき課題も明らかになりました。

現在、世界の国々では、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)*の 17 の目標の達成に向け、「誰一人取り残さない」世界の実現に取り組んでいます。特に、この目標の5つめにはジェンダー平等の実現が掲げられており、すべての人の人権を尊重し、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打つことが求められています。わが国でも、SDGsの達成のため、「女性の活躍促進のための開発戦略*」(平成 28 (2016) 年)が定められ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を加速させています。

一方、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的大流行等の非常時には固定的な性別役割分担が顕在化しやすく、女性に対する家事や育児、介護の役割の集中や、DV被害の深刻化等のおそれがあります。そのため、非常時に生じるさまざまな課題について性別や年齢等の多様性を踏まえ、幅広い視点から対策を行うことが求められています。

このような中、第3次計画の取組と数値目標の達成状況、「令和元年度草津市男女 共同参画についてのアンケート調査」に基づく本市の現状と課題、男女共同参画やジェンダー平等をめぐる国内外の動向を踏まえ、新たに「第4次草津市男女共同参画推 進計画」(以下、「第4次計画」という)を策定しました。本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立 した個人として生き生きと暮らせるまちの実現により一層取り組みます。

2. 国・県・市・社会の状況

平成 28 (2016) 年の第3次計画(後期計画)策定以降の、国・県および市の男女共同参画をめぐる状況は次の通りとなっています。

国では「働き方改革*関連法」の施行や、女性活躍推進法*等の一部改正、「女性活躍・ハラスメント規制法」の施行などにより、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就労環境の整備が進められています。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、女性の政策・方針決定過程への参画拡大に向けた取組が進められています。さらに、令和3 (2021) 年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。県では、令和3 (2021) 年に「パートナーしがプラン2020」の改定が予定されています。本市では、令和3 (2021) 年に市民総合交流センター内に「草津市立男女共同参画センター」を新たに開設し、男女共同参画推進の拠点施設として取組をさらに進めようとしています。

社会の状況としては近年頻発する自然災害や、令和2 (2020) 年の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行等により、人々の安定した生活が脅かされ、特に社会的弱者と言われる方々がより深刻な影響を受けています。国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。こうした状況を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティーネットの整備を図る必要がある。」としています。一方、社会情勢の変化を受けて在宅ワークの積極的な推進等、男女ともに柔軟な働き方へのニーズも一層高まっており、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現につながることが期待されています。

図表 国・県・市の状況

年	国の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 27(2015)年	・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」施行 第4次男女共同参画基本計 画」策定	・商工観光労働部女性活躍 推進課に改編・男女共同参画審議会「男 女共同参画計画の改定に ついて」答申	・総合政策部に男女共同参画室を設置 ・男女共同参画審議会「第 3次草津市男女共同参画 推進計画の見直しについて」答申
平成 28(2016)年	・「女性の活躍推進のための 開発戦略」策定	・「パートナーしがプラン 2020」策定	・「第3次草津市男女共同 参画推進計画(後期計 画)」策定
平成 29(2017)年	・「刑法」改正(強姦罪を強制 性交等罪へ変更)		・総合政策部男女共同参画 課に改編
平成 30(2018)年	・「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律」施行 ・「働き方改革を推進するた めの関係法律の整備に関す る法律」公布		
令和元(2019)年	・「女性活躍推進法」改正施 行(一般事業主行動計画の 策定義務の対象拡大、の ラスメント防止対策の 化) ・「児童虐待防止対策の強 化を図るための児童する強 化をの一部を改正する 律」公布(DV防止法 を含む(一部令和2年施 行))		・男女共同参画についての アンケート実施
令和 2 (2020)年	・「女性活躍・ハラスメント 規制法」施行		
令和 3 (2021)年	・「第5次男女共同参画基本 計画」策定	・「滋賀県男女共同参画計 画・女性活躍推進計画」 策定予定	・男女共同参画審議会「第 4次草津市男女共同参画 推進計画について」答申 ・「第4次草津市男女共同 参画推進計画」策定 ・「草津市立男女共同参画 センターあい・ふらっ と」開設

男女共同参画に関する法律の内容

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30(2018)年公布・施行)

衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

(平成30(2018)年公布、平成31(2019)年から順次施行)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を行うことになりました。これにより、時間外労働の上限規制の導入や、年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正社員の間の不合理な待遇差の禁止等が図られるようになります。

女性活躍推進法の一部を改正する法律

(令和元 (2019) 年公布、令和2 (2020) 年から順次施行)

- 1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
 - 一般事業主行動計画*の策定・届出義務および自社の女性活躍に関する情報公表の 義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大され ます(令和4(2022)年施行)。
- 2. 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- (1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があります(令和2(2020)年施行)。
- 3. 特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)より も水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設します(令和2(2020)年施行)。 (厚生労働省webページ「女性活躍推進法特集ページ(えるぼし認定)」)

女性活躍・ハラスメント規制法

(令和元(2019)年施行)

改正女性活躍推進法の成立に伴い、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されました。これにより、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント*(以下、「セクハラ」という)、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の対策が強化されました。

草津市立男女共同参画センターについて

●愛称

あい・ふらっと

●設置の目的

「草津市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画社会を実現するための拠 点施設

●所在地

草津市大路二丁目1番35号(市民総合交流センター5階)

●開所時間

月~金および第1・第3土曜日 8:30~17:15

●実施事業

- (1) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。
- (3) 女性のための総合的な相談に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) 市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。
- (7) その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

●開所年月日

令和3 (2021) 年5月6日



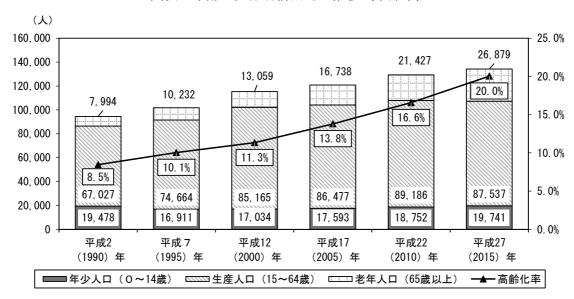
市民総合交流センター外観 (イメージ)

第2章 草津市の男女共同参画の現状と課題

1. データでみる現状と課題

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年の年齢不詳を含む総人口は 137,247 人なっています。また、高齢化率についても増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年の高齢化率は 20.0%となっています。

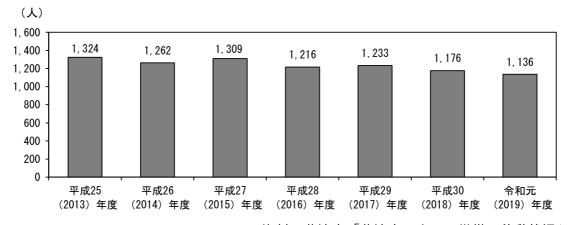


図表 年齢3区分別構成比の推移(草津市)

※各比率は年齢不詳を除いた総数に対して求めています。

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

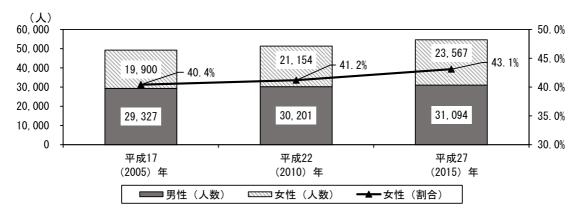
本市の出生数は減少傾向にあり、令和元(2019)年度は1,136人となっています。 図表 出生数の推移(草津市)



資料:草津市「草津市の人口・世帯の移動状況」

(2) 雇用の状況

本市の女性雇用者の割合は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年は 43.1%となっています。

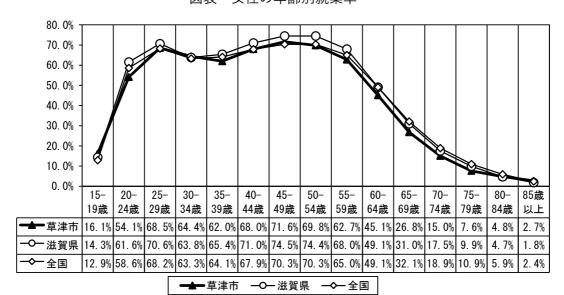


図表 男女別雇用者数の推移(草津市)

※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く。

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

女性の年齢別就業率をみると、結婚や出産、子育てを経験する人が多い 30 代で就業率が低くなる、いわゆるM字カーブ*を描いていることがわかります。本市は 35 歳以降滋賀県に比べて就業率が低くなっており、50 歳以上では全国と比べても低い水準となっています。



図表 女性の年齢別就業率

資料: 国勢調査(平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点)

本市では、働いている女性の「正規の職員・従業員」の割合は 43.2%となっており、「労働者派遣事業の派遣社員」または「パート・アルバイトその他」を合わせた非正規雇用者は5割以上となっています。一方、男性は「正規の職員・従業員」が 79.2% となっています。

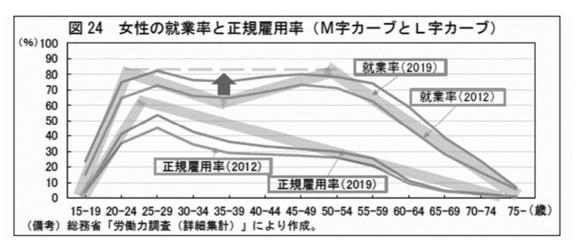
女性 43.2% 5.6% 51.2% (n=23, 567) 男性 79. 2% --<u>-</u>- 16. 3% 4.5% (n=31.094) 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0% ■正規の職員・従業員 □パート・アルバイトその他 □労働者派遣事業所の派遣社員

図表 正規雇用者と非正規雇用者の状況(草津市)

資料:国勢調査(平成27(2015)年10月1日時点)

なお、女性の正規雇用労働者比率については、20 代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ*」という新たな課題も提起されています。

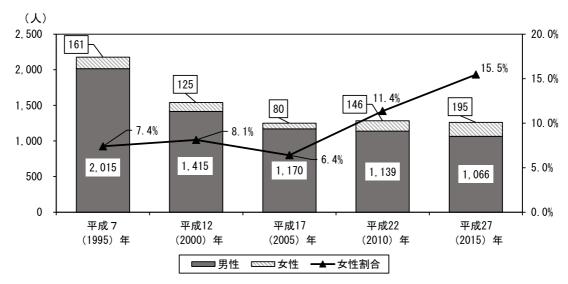
図表 女性の就業率と正規雇用率 (M 字カーブと L 字カーブ) (参考)



資料:「選択する未来 2.0 中間報告」(内閣府)

(3) 女性活躍の状況

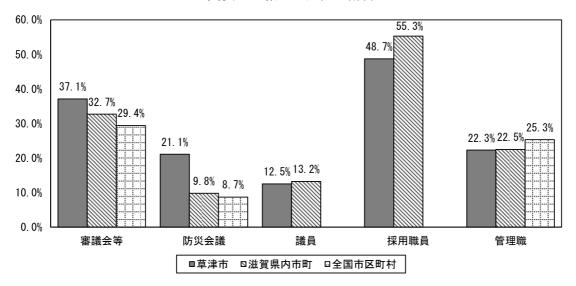
本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 15.5%となっています。



図表 男女別管理的職業従事者の推移(草津市)

資料: 国勢調査(各年10月1日時点)

本市では、「審議会等」、「防災会議」に占める女性の割合が滋賀県内市町、全国市区町村に比べて多くなっていますが、「議員」、「採用職員」、「管理職」に占める女性の割合は若干低くなっています。



図表 公職での女性の割合

※全国市区町村の「議員」、「採用職員」はデータなし。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(令和元(2019)年度)」、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況」(平成31(2019)年4月1日現在)

課】題

- 本市においても少子高齢化が進展しており、持続可能な社会*の実現に向けて、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりに取り組む必要があります。
- 本市の女性雇用者の割合は増加傾向にありますが、女性の年齢別の就業率はM字カーブを描いており、35歳以降滋賀県に比べて就業率が低くなっており、50歳以上では全国と比べても低い水準となっています。また、女性の5割以上が非正規雇用者となっていることから、就労を希望する女性が安心して働き続けられる雇用環境や職場づくりを推進する必要があります。
- 本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にありますが、依然として 低く、女性の活躍推進に一層取り組む必要があります。

2. アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 令和元年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査

調査概要

調査目的:第3次計画の進捗状況の把握および今後の施策・方針の参考とするため。

調査対象者: 令和元 (2019) 年7月31日現在における本市在住の満20歳以上の3,000

人(各小学校区の満20歳以上の男女別・年齢別の構成比に基づき抽出数

を設定)

標本抽出方法:住民基本台帳より上記条件で無作為抽出

調 査 方 法 : 郵送による配布・回収

調査期間:令和元(2019)年9月10日~9月30日

回 収 結 果:配布数 3,000 件、有効回答数 888 件、有効回答率 29.6%

調査結果の表記について: 百分率については、調査の回答対象者数 (n) を基数として算出している。小数点第2位

以下を四捨五入しているため、数字の合計が100.0%にならない場合があります。

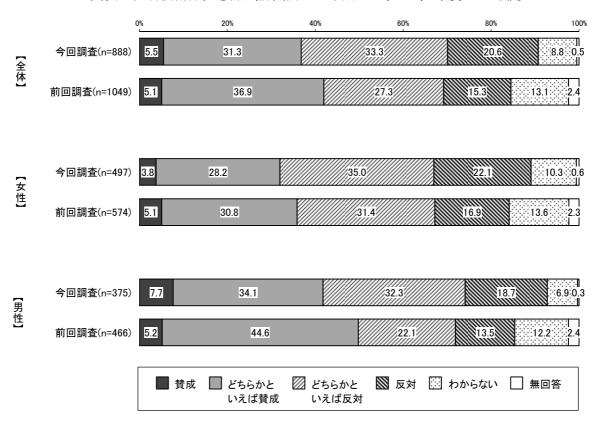
①男女共同参画について

性別役割分担意識

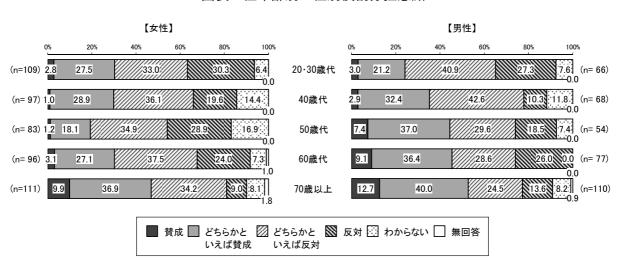
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識のある人は 36.8%となっており、平成 26 (2014) 年度調査 (42%) より少なくなっており、市民意識の変化がみられます。

男性は年齢が下がるにつれて固定的な性別役割分担意識が低くなっているのに対し、 女性は20代から40代の固定的な性別役割分担意識が50代よりも高くなっています。

図表 性別役割分担意識(前回調査・平成26(2014)年度との比較)



図表 性年齢別 性別役割分担意識



各分野での男女平等

各分野での男女の不平等感について、「平等である」が5割を超えるのは「学校教育の場で」のみであり、他の分野はすべて「男性優遇」の割合が高くなっています。特に「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考えている人が多く不平等感が強い様子がみられます。

全体(n=888) 20% 40% 60% 80% 100% ①家庭生活で 9.8 41.4 ②職場の中で 14.3 10.7 40.8 23.8 3.0 14.0 ③学校教育の場で 55.0 22.0 2.10.8 ④地域活動の場で 9.7 31.6 35.5 13.3 0.6 ⑤政治分野で 35.8 42.6 10.0 8.1. 0.9 0.6 ⑥法律や制度のうえで 13.1 32.4 35.4 10.7 1.4 ⑦社会通念・慣習・しきたりなど 30.2 52.6 8.0 1.8 1.0 ▼ 女性が優遇 わからない 無回答 ■ 男性が優遇 ■ どちらかと Ⅲ 平等である どちらかと いえば男性が いえば女性が されている されている

優遇されている

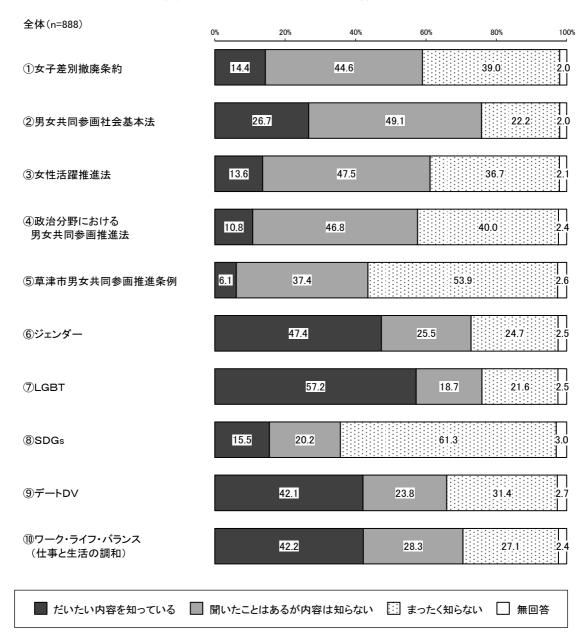
優遇されている

図表 各分野の男女平等

男女共同参画に関する用語の認知

「草津市男女共同参画推進条例」や「SDGs」を「全く知らない」と答えた人が半数以上となっています。

図表 男女共同参画に関する用語の認知

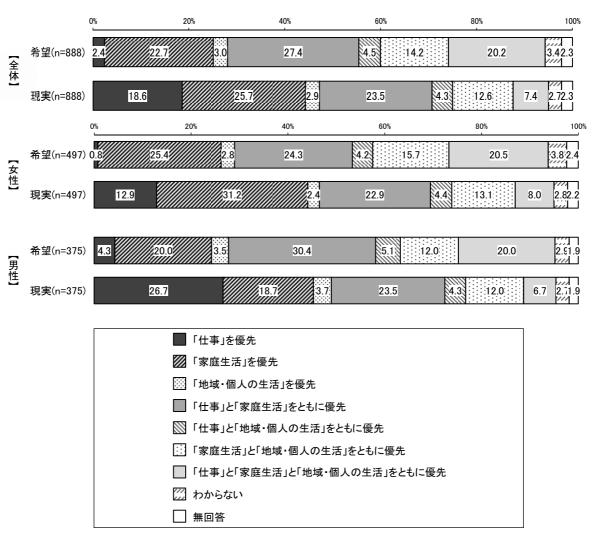


②ワーク・ライフ・バランスについて

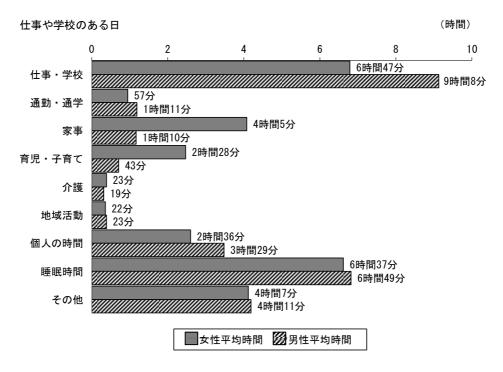
生活の中での優先度について、6割の人が「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の複数を優先したいと考えていますが、現実にできているのは4割台にとどまっています。特に男性は「仕事」を優先したいという希望は4.3%ですが、現実には26.7%の人が「仕事」を優先しており、希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていないことがわかります。

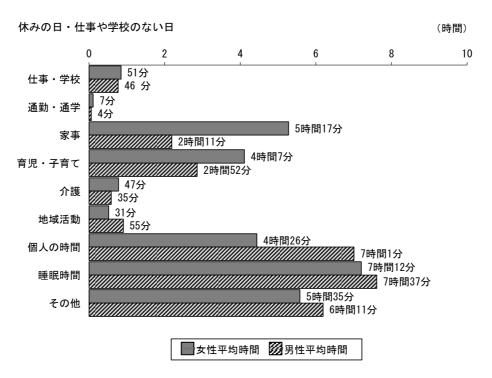
なお、仕事や学校がある日の男女の生活時間をみると、仕事・学校の時間は女性の 平均時間が6時間47分に対して、男性は9時間8分、男性が約2時間20分長くなっ ています。また、家事(炊事、買物、洗濯、掃除など)の時間は、女性の平均時間が 4時間5分に対して、男性は1時間10分で、女性が約3時間長くなっています。育 児・子育てでは女性の平均時間が2時間28分に対して、男性は43分で、女性が約1 時間45分長くなっていますが、介護では女性の平均時間が23分、男性の平均時間が 19分で、男女で大きな差はみられません。

図表 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度



図表 性別 生活時間(平均)

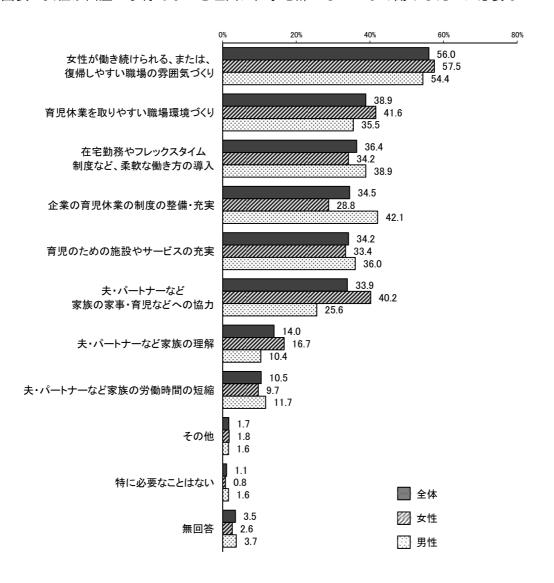




③女性が働き続けるために必要なこと

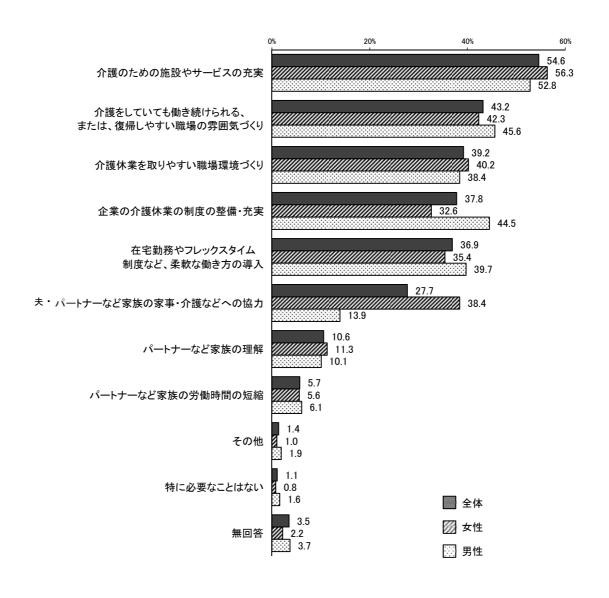
女性が出産・子育てなどを理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこととして、「女性が働き続けられる、または、復職しやすい職場の雰囲気づくり」、「育児休業を取りやすい職場環境づくり」、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方の導入」が多くなっています。性別にみると、女性は「夫・パートナーなど家族の協力が必要」と回答した人が 40.2%と男性より 14.6 ポイント高く、男性は「企業の育児休業の制度の整備・充実」と回答した人が 42.1%と女性より 13.3 ポイント高くなっており、男女の意識の差が目立ちます。

図表 女性が出産・子育てなどを理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこと



女性が介護を理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこととして、「介護のための施設やサービスの充実」、「介護をしていても働き続けられる、または、復帰しやすい職場の雰囲気づくり」、「介護休業を取りやすい職場環境づくり」と続いています。性別でみると、出産・子育てと同様に、女性は「夫・パートナーなど家族の家事・介護などへの協力」が多く、男性は「企業の介護休業の制度の整備・充実」が多くなっています。

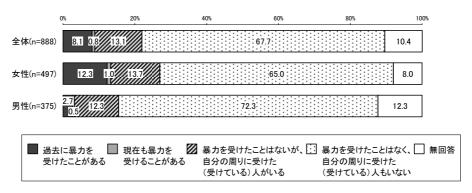
図表 性別 介護を理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこと



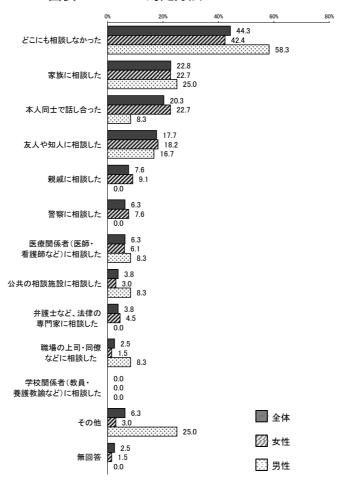
④DVについて

過去または現在、DVを受けた経験がある人は全体で 8.9%となっており、平成 26 (2014) 年度調査よりわずかに多くなっています。対処方法については「どこにも相談しなかった」と回答した人が 44.3%と最も高くなっています。性別でみると女性は男性に比べて「本人同士で話し合った」が高くなっており、男性は「どこにも相談しなかった」が女性よりも高く 58.3%となっています。また、相談窓口である「犯罪被害者相談窓口(公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター)」や「配偶者暴力相談支援センター」、「女性の総合相談窓口」の認知度は 11.0%、14.9%、15.8%にとどまっています。

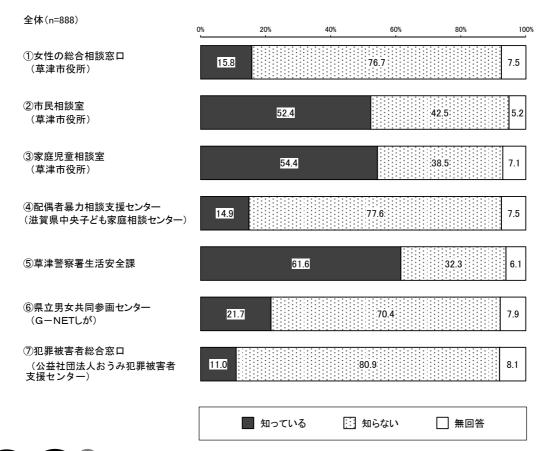
図表 DVを受けた経験



図表 DVへの対処方法



図表 相談窓口の認知



課 題

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に肯定的な人の割合は 5年前より減少していますが、「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」 で「男性が優遇されている」と考える人の割合が高くなっており、不平等感が強い ことがわかります。
- 「草津市男女共同参画推進条例」や「SDGs」という用語を「全く知らない」と答えた人が半数以上となっており、継続的に男女共同参画に関する意識啓発や内容の周知に取り組む必要があります。
- 生活の中での優先度については、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先している傾向が表れています。このことが固定的な性別役割分担につながらないよう誰もが希望のワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組む必要があります。
- 女性が出産・子育てや介護と仕事を両立し就労を継続するために、女性が必要と思うこととして男性の家事・育児の参画促進を求める声が多いことから、男性に対する意識啓発とともに男性が家事・育児・介護に参画しやすくなるよう働き方の見直しや、企業への働きかけも必要です。
- DVの被害経験のある人がわずかに増加している一方で、被害を受けた際の対処方法では依然として「どこにも相談しなかった」が最も多くなっています。配偶者暴力相談支援センターや女性の総合相談窓口等の相談窓口を周知するとともに、被害者が相談しやすい仕組みづくりが必要です。

第3章 第3次計画の実績と課題

1. 数値目標における実績

第3次計画における数値目標の状況は以下のとおりとなっています。

図表 第3次計画における数値目標の状況

項目	計画当初値 (平成20年度)	中間実績(平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
草津市男女共同参画推進条例の浸透 ◆	_	43.0%① 【参考值】	43.5%	50%
「男は仕事、女は家庭」と考える市 民の割合◆	41.2%	41.9%	36.8%	25%
「男女共同参画社会づくり副読本*」 の活用率	63.2%	94.7% (18 校/ 19 校)	95.0% (19 校/ 20 校)	100%
30~34歳(子育て世代)における女性の労働力率	58.0% (平成 17 年 国勢調査)	Ι	69.7% (平成 27 年 国勢調査)	65% (平成 27 年 国勢調査)
ワーク・ライフ・バランス推進企業 に登録している市内事業所の割合**1	4.0% (12 社)	4.3% (13 社)	5.5% (17 社)	10% (31 社)
待機児童数(4月1日時点)	45 人	91人	70 人	0人
「配偶者暴力相談支援センター」を 知っている人の割合◆	16.6%	17.6%	14.9%	60%
市の乳がん、子宮頸がんの検診受診 率(乳がん)**2	6.9%	17.5%	(全人口) 12%	22% (参考値 13.0%)
市の乳がん、子宮頸がんの検診受診 率(子宮頸がん)**2	14.8%	24.6%	(全人口) 13.4%	26% (参考値 13.9%)
しきたりや慣習について男女が平等 であると感じる市民の割合◆ (充分平等・ある程度平等と回答し た市民の割合)	21.4%	22.7% (充分平等 1.8%、 ある程度平 等 20.9%)	8%② 【参考值】	50%
市全体の審議会等における女性委員 の割合	27.0%	35.1%	39.3%	50%

^{◆「}草津市男女共同参画についてのアンケート」 (平成 21 (2009) 年 1 月、平成 26 (2014) 年 12 月、令和元 (2019) 年 9 月) より。

①「草津市男女共同参画推進条例の浸透」については、「草津市男女共同参画推進計画」を 知っている人の割合を参考値として示しています。

- ②「社会通念・慣習・しきたり等の分野で男女が平等であると感じる市民の割合」の結果
- ※1:草津市内の事業所で、従業員が10人以上で企業内同和問題研修担当窓口を設置している 事業所数に対する割合(計画当初の平成20(2008)年度で該当する事業所は300社、平成 30(2018)年度は309社、令和元(2019)年度は332社)
- ※2:乳がん、子宮頸がんの検診受診率については、平成28(2016)年度より算出方法が変更されており、受診率が低下しています。

各年度3月31日時点の対象女性の全人口を分母としています(乳がんは40歳以上の女性、子宮頸がんは20歳以上の女性が対象です)。平成27(2015)年度まで対象者(分母)は「平成22(2010)年国勢調査の対象女性人口-(女性就業者数-第1次産業女性就業者数)」であり、平成28(2016)年度からは各年度3月31日時点の対象女性人口(対象者年齢は、乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上)となっています。目標値は、現在の算出方法にて換算した数値を参考値としています。

2. 目標ごとの主な実施状況と課題

目標1. 男女共同参画の意識づくり

基本方針(1)意識啓発の推進

- ①広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発
- ②講演会や講座等の開催による学習機会の提供
- ③男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ④男女共同参画の視点による表現媒体の点検

基本方針(2)教育の充実

- ⑤人権教育の充実
- ⑥性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
- ⑦教職員研修の充実

〈主な実施状況〉

- O 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」をはじめ「広報くさつ」や市ホームページ 等を通じ、啓発を行いました。
- O 男女共同参画やジェンダーに関する学習会や、中学・高校生を対象とした「デートDV*・性の健康教育」をテーマとした講演会の開催等を実施しました。
- O 全小中学校へ県発行の「男女共同参画社会づくり副読本」等を活用し、児童・生徒の学びを深めました。

課 人題

- 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」は「男女共同参画についてのアンケート調査」 結果から特に若い世代の閲読が少ないことがわかっており、啓発手段の工夫をする必 要があります。
- 教職員に対する研修では、男女共同参画意識の向上だけでなく、性の多様性に関する 研修やハラスメントに関する研修も行う必要があります。

目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

- ⑧事業者のワーク・ライフ・バランス推進の勧奨
- ⑨子育て支援の充実
- ⑩ひとり親家庭への支援
- ⑪高齢・障害福祉サービス等の充実

基本方針(4) DV対策の強化

- ⑩DVの防止に向けた啓発の充実
- ⑬相談体制の充実
- ⑭被害者の安全確保と自立支援の充実
- ⑤関係機関との連携強化

〈主な実施状況〉

- O 平成28 (2016) 年度に市内事業所、大学、市役所と「イクボス*宣言」を行い、以降毎年度「働き方改革講演会」を開催するなど働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを推進してきました。
- O 児童育成クラブの整備や子育て親子の交流の場の提供など、子育て支援の充実を 図りました。また、待機児童の解消に向けて認定こども園や小規模保育施設等の 整備を進めてきました。
- O 平成 27 (2015) 年度から、女性の総合相談窓口を設置しDV等の相談に応じると ともに関係窓口・関係機関との連携を図りました。

課】題

- 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの啓発は、企業のニーズに合う効果的な啓発 方法を検討する必要があります。
- DV相談について、カウンセリング等の専門相談、SNS*を使った相談や相談時の ー時保育を望む声が多く、検討する必要があります。
- 貧困状況にある女性等、さまざまな困難を抱える女性を支援するため、相談に応じる とともに関係機関と連携を図る必要があります。
- 多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消のため、需要量の推移を見極めながら、 必要に応じて確保方策を講じる必要があります。

目標3. 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり

基本方針(5)性と健康の尊重

- ⑥性教育の充実
- ⑪性・ジェンダーを踏まえた健康づくりの支援
- ®セクハラ対策の推進
- ⑩性の多様性を踏まえた行政事務の実施

〈主な実施状況〉

- O 中学・高校生を対象とした「デートDV防止」や「性の健康教育」をテーマにした学習会を実施し、性についての正しい知識の教育に努めました。
- O LGBT*等性的マイノリティに関する講演会の実施や広報くさつ、市ホームページ等に掲載するなど啓発を行いました。
- O LGBT等性的マイノリティへの取組として、申請書類等を全庁的に調査し、性 別記載欄が不要なものについては削除する等の見直しを行いました。
- O 女性特有の子宮頸がん、乳がん検診について無料のクーポン券の拡充や個別勧奨 を行うなど、受診率の向上に努めました。

課】題

- 幼児期から子どもの発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、保護者への情報発信をしていく必要があります。
- セクハラだけでなく性暴力、ストーカー行為の防止も含めて啓発をしていく必要があります。

目標4. 男女がともに自立していきるための条件づくり

基本方針(6)男女共同参画の地域コミュニティづくり

- 20コミュニティ活動における男女共同参画の促進
- ②地域防災における男女共同参画の推進
- 22男女共同参画推進団体の育成
- ②草津市立男女共同参画推進センターの開設

基本方針(7)女性の活躍推進5年間のポジティブ・アクション*

- 24女性の活躍推進に向けた気運の醸成
- ②女性の活躍における相談窓口の充実
- ②6女性の就業・起業支援
- ②市民活動における女性の活躍推進
- 28政策・方針決定の場への女性の参画促進

〈主な実施状況〉

- O 市総合防災訓練や各地域で行われたHUG訓練*や防災講座において、避難所運営 における女性の参画について意識向上を図りました。
- O 草津市立男女共同参画センターの開設に向け先進地の男女共同参画センターの視察研修やワークショップを開催し、センターの機能や事業について市民とともに検討し、開設準備を行いました。
- O 起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に「女性のチャレンジ応援塾」を平成 27 年(2015)年度から開催し、女性の社会進出を支援しました。
- O 各種審議会等における女性委員の参画を進めるため、参画促進について庁内に呼 びかけるとともに子育て中の女性参画が可能となるよう託児支援を実施しました。
- O 女性の総合相談窓口を設置し、DV、家庭生活や働くことに関する相談に応じま した。

課 題

- まちづくり協議会等の地域コミュニティや町内会等における女性の参画割合が低いことが課題となっています。
- 地域防災への女性の参画割合は増えていますが、全体の2~3割程度に留まっており、さらなる参画を図る必要があります。
- 女性活躍推進法の改正により、101 人以上の事業所が一般事業主行動計画の策定対象となったことから、策定が進むよう啓発が必要です。
- 男女共同参画、女性活躍を推進するリーダーの不足が課題となっています。

第4章 男女共同参画社会づくりの取組方針

1. 第4次計画の概要

(1) 基本理念と目指す方向

基本理念~「草津市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念~

- ①男女(あらゆる人)の人権の尊重
- ②社会の制度や慣行の見直し
- ③方針立案や決定への参画機会の確保
- ④家庭生活と社会生活の両立
- ⑤家族の構成の多様性の尊重
- ⑥生涯にわたる健康な生活の営み
- ⑦セクハラとDVの根絶
- ⑧国際社会の取組との同調

目指す方向

男女(誰も)がともに喜びと責任を分かち合う 協働のまち 草津

「草津市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会の推進について8つの基本理念を掲げており、さらに、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人が協働して、「市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現する」ことをうたっています。第4次計画では、この条例に定める8つの理念を基本理念とし、男女共同参画の考えが行き渡った社会像としての「将来にあるべき草津市の姿」として「男女(誰も)がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」を目指す方向として定めます。また、本計画の基本理念と目指す方向には、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会を目指すという意味で、あえて「男女」の後に「(あらゆる人)」、「(誰も)」と追記しています。本計画の本文等において「男女」とのみ表記している場合においても、この思いを込めています。

(2)計画の位置づけ

- ①本計画は、「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画として位置づけます。
- ②本計画は、「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画であり、また、「草津市健幸都市基本計画」、「第4期草津市地域福祉計画」、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」、「草津あんしんいきいきプラン第8期計画」をはじめとした諸計画との整合を保った内容としています。
- ③本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画であり、 国の「第5次男女共同参画基本計画」の内容と令和3(2021)年度に策定を予定している「滋賀県男女共同参画計画・女性活躍推進計画」の審議状況を勘案し策定しました。
- ④本計画の「基本方針(5)さまざまな課題・困難を抱える人々への支援」の各施策については、「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に規定する市町村基本計画として位置づけます。
- ⑤本計画の「基本方針(3)ワーク・ライフ・バランスの推進」、「基本方針(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実」、「基本方針(8) 男性の家庭生活への参画促進」、「基本方針(9)女性の活躍推進」の各施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する市町村推進計画として位置づけます。

(3)計画期間

本計画は、令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度までの10年間を計画期間とし、5年目の令和7 (2025) 年度に見直します。

(4) 4つの目標

基本目標は第3次計画の目標設定の枠組みを保ちつつ、内容を発展的に見直します。第4次計画では今までの取組課題や現状を踏まえ、4つの計画目標を定めます。

4つの目標

- ①男女共同参画の意識づくり
- ②男女がともに自立して生きるための条件づくり
- ③男女がともに安心して暮らせる環境づくり
- ④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

◇◆目標1. 男女共同参画の意識づくり

誰もが男女共同参画社会の実現を目指し、誰もが個人としての尊厳および人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、また、性別による固定的な役割分担や制度、慣行が社会における活動の自由な選択に影響を及ぼすことがないよう、男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

◇◆目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

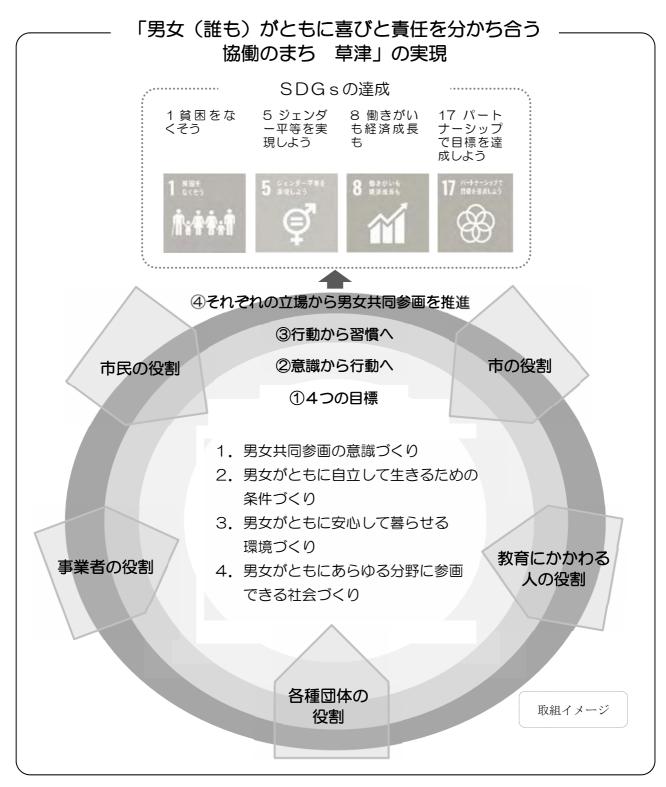
誰もが相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害等により就学や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができ多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

◇◆目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

性別による人権侵害は男女共同参画の実現を阻害する行為であり、セクハラや性暴力、ストーカー行為、DVなどの犯罪行為を含む暴力行為、あるいはLGBT等性的マイノリティへの差別的な取扱いが個人の尊厳を侵すことを認識し、その根絶を目指します。また、男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう健康づくりに取り組みます。さらに、さまざまな課題・困難を抱える人々などが必要な相談や支援を受けられるよう体制を整備します。

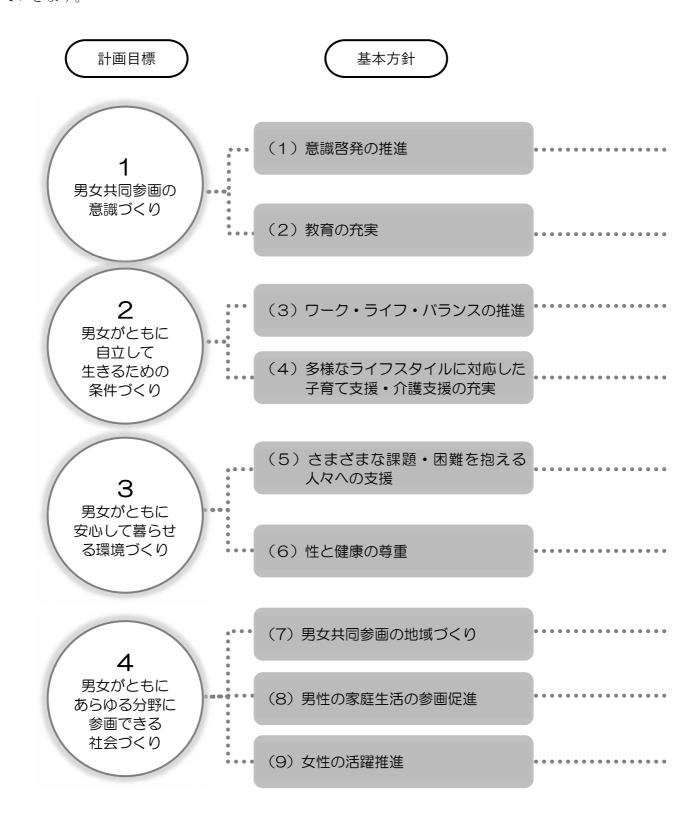
◇◆目標4.男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

誰もが性別にかかわりなく、対等に、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案、および決定の機会に参画することができるよう、あらゆる分野の政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。また、女性がさまざまな分野において、その個性と能力を十分に発揮し活躍することができるようポジティブ・アクション*として女性の活躍推進に取り組みます。



2. 施策体系

市においては、計画目標を踏まえて、基本方針を次の9つに整理し、諸施策を進めていきます。



施策

広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発 2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供 4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検 5 男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実 6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善 7 教職員における男女共同参画に関する意識の醸成 8 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休業等の 取得の推進 9 子育て支援の充実 10 ひとり親家庭への支援 11 高齢・障害者家庭への支援 12 相談体制の充実(女性総合相談)と周知 13 DV の防止およびDV被害者の自立に向けた支援 14 関係窓口・機関との連携強化 15 性を理解・尊重するための教育、啓発 16 性を踏まえた健康づくりの支援 17 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談 18 性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり 19 コミュニティ活動における男女共同参画の促進 20 地域防災における男女共同参画の推進 21 草津市立男女共同参画センターの運営 22 男性の家事、育児、介護等への参画促進

23 女性の活躍推進に向けた気運の醸成

24 女性の職業能力の開発と就業のための支援25 市民活動団体および女性リーダーの育成26 政策・方針決定の場への女性の参画促進

3. 目標ごとの市の取組

目標1. 男女共同参画の意識づくり

基本方針(1)意識啓発の推進

- O 「男女共同参画についてのアンケート調査」結果においても、まだまだ、男女の不平等感が根強いことがわかりました。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見と固定概念を解消していくとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス*)による悪影響が生じないよう、意識啓発を図るとともに、広報等の表現について点検します。
- O 本市の男女共同参画に関する取組の周知はもとより、世界、国、県の動向についても積極的に情報を収集し提供します。

施策 番号	施策	取組内容	担当課
1	広報くさつ・市 ホームページ等 を通じた啓発	O 男女共同参画推進条例等の周知や、意 識啓発に努めるとともに、多世代に情 報が届くよう工夫しながら発信しま す。	男女共同参画課
2	講演会や講座等 の開催による学 習機会の提供	O セミナーや講座等を開催し、学習機会 の充実を図ります。	男女共同参画課
3	男女共同参画に 関する情報の収 集・提供	O 男女共同参画についてのアンケート調査を定期的に実施し、市民の意識の変化を把握します。 O 世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供に努めます。また、SDGsについての啓発に努めます。	男女共同参画課
		O 男女共同参画に関する図書等について 適切な収集・整理を行い、市民等に提 供します。	図書館南草津図書館
4	男女共同参画の	O 男女共同参画の視点に立ち、広報くさ つ・市ホームページ等の点検を行いま す。	広報課
4	視点による表現 媒体の点検	O 屋外広告物について、申請書類や現地 確認等により、不適切な表現がないこ との確認を行います。	都市計画課

基本方針(2)教育の充実

- O 就学前教育・保育から学校教育までを通じて、男女平等、男女共同参画の考え方の浸透を図るとともに、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育*を推進します。
- O 性的マイノリティの子どもたちの人権を尊重するため、学校教育環境の点検、改善を行います。
- O 教職員が男女共同参画の視点に配慮して施策・教育の推進を図れるよう男女共同 参画に関する研修を実施します。

施策 番号	施策	取組内容	担当課
	男女の人権尊重や	O 全小中学校において、道徳科、家庭 科、総合的な学習などで県が発行する 「男女共同参画社会づくり副読本」の 活用等により、児童・生徒が男女共同 参画についての教育を行います。	児童生徒支援課
5	男女共同参画についての教育の充実	O 子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、キャリア教育を推進します。	男女共同参画課学校政策推進課
		O 主に中高生を対象に、次世代育成事業 として、デートDV、性の健康教育等 に係る学習機会を提供します。	男女共同参画課
6	性の多様性*を踏まえた学校教育環境の点検・改善	O 学校教育環境・内容を点検し、LGB T等性的マイノリティへの配慮が必要 な点、合理的理由がなく男女の別が残 されている状況の改善を図ります。	教育総務課児童生徒支援課
7	教職員における男 女共同参画に関す る意識の醸成	O 男女共同参画に関する意識を高めるための研修およびハラスメント防止に関する研修を実施します。	学校教育課児童生徒支援課

目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

- O 男女がともに育児・介護などを理由に仕事を辞めることなく働き続けられるよう、 ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児休業取得の促進や、 育児、介護への男性の参画を啓発します。
- O 新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等により、就業や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができる多様で柔軟な働き方の実現を目指します。

施策 番号	施策	取組内容	担当課
8	働き方改革、ワー ク・ライフ・バラ ンスについての啓 発、男性の育児休 業等の取得の推進	○ 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。○ テレワーク*の活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。○ 男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	男女共同参画課

基本方針(4)多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

- O 子育て支援、ひとり親家庭への支援、高齢・障害福祉サービス等を充実し、出産・保育・育児や介助・介護等に伴う家庭の負担を軽減することにより、「楽しい子育て」「行き詰まらない介助・介護」を支えるとともに、誰もが安心して仕事や地域活動に参画できる環境づくりを進めます。
- O 市民の家族構成やライフスタイルに配慮し、子育てや介護の多様なニーズに対応 できるよう取り組みます。

施策 番号	施策	取組内容	担当課
		○ 児童育成クラブや病児・病後児保育、 ファミリー・サポート・センターな ど、子育て支援の充実を図ります。	子ども・若者政策課子育で相談センター
9	子育て支援の充実	O 多様な保育ニーズや保護者の就労状況 等に対応した質の高い就労前教育・保 育を提供するため、認定こども園等の 環境整備や定員確保に取り組みます。	幼児施設課
		O 子育てにおいて孤立することなく安心 して楽しんで子育てできるよう「切れ 目のない子育て支援」を行います。	子育て相談センター
10	ひとり親家庭への支援	O ひとり親家庭に対する相談対応や児童 扶養手当の支給など、自立生活に向け た支援を行います。	子ども家庭課
	X IX	O ひとり親家庭の医療費の一部負担分の 全部または一部について助成します。	保険年金課
11	高齢・障害者家庭	○ 高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。○ 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。	長寿いきがい課
11	への支援	O 介護保険サービスの充実と制度の適正 な運用を図ります。	介護保険課
		O 障害福祉サービスの充実と制度の適正 な運用を図ります。	障害福祉課

目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針(5) さまざまな課題・困難を抱える人々への支援

- O 女性の総合相談窓口として、さまざまな課題・困難を抱える女性の相談および支援ができるよう、カウンセリング等の専門相談窓口の設置等、相談体制の拡充を図ります。
- O DV相談については、DV被害者が相談に結びつくよう相談窓口の周知を図るとともに、家庭児童相談室や滋賀県配偶者暴力相談支援センター等の機関と連携し適切な相談および対応に努めるとともに、DV被害者の保護とその後の自立に向け継続的な支援を行います。

	け継続的な文援を行います。 - 佐笠				
施策番号	施策	取組内容	担当課		
12	相談体制の充 実(女性総合 相談)と周知	 ○ さまざまな課題・困難を抱える女性が 気軽に安心して相談ができるよう相談 窓口の周知を図ります。 ○ 相談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機 会を充実させます。 ○ 女性総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援を行い、さまざまな課題・困難を抱える女性の相談支援を行います。 ○ カウンセリング等の専門相談を設置します。 ○ 相談時の託児について検討します。 	男女共同参画課		
13	D V の防止お よび D V 被害 者の自立に向 けた支援	○ 母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。○ 庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。○ DV防止に関する啓発を行います。	男女共同参画課 子ども家庭課 家庭児童相談室 男女共同参画課		
14	関係窓口・機 関との連携強 化	O さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	男女共同参画課 家庭児童相談室 関係課		

基本方針(6)性と健康の尊重

- O 性と生殖、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)*などへの理解が行き渡るよう正しい知識の普及を図るとともに性教育の充実などを進めて子どもの性と健康を守ります。
- O 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うなど、生涯を通じた女性の 健康支援を行います。
- O 性暴力・ストーカー・セクハラ等は重大な人権侵害であり、男女が安全に安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- O 性の多様性についての情報提供と意識啓発を充実させ、多様な性のあり方を尊重 する社会環境づくりを推進します。

	する社会環境づくりを推進します。				
施策 番号	施策	取組内容	担当課		
15	性を理解・尊重 するための教 育、啓発	O 保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症(STD)についての正しい知識の普及を図ります。 O リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	男女共同参画課 幼児課 学校教育課		
16	性を踏まえた健 康づくりの支援	O 子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧 奨を図るとともに、性を踏まえた健 康づくりの相談・支援を行います。 O 妊娠期から子育て期にわたる切れ目 のない支援を行います。	健康増進課 子育で相談センター		
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	○ 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発するとともに関係機関と連携し相談に応じます。○ 教職員等へセクハラ等に関する研修を実施します。	男女共同参画課学校教育課		
18	性の多様性を踏 まえた啓発や相 談、環境づくり	 O LGBT等性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 O LGBT等性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。 O LGBT等性的マイノリティに対す 	男女共同参画課人権センター		
		る取組について精査し、対応につい て検討します。	人権政策課人権センター		

目標4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

基本方針(7)男女共同参画の地域づくり

- O 地域コミュニティのさまざまな活動の中で、固定的な性別役割分担意識に基づく 仕組みやルール、しきたりや慣習などの見直しを推進するとともに、地縁コミュ ニティの活動や、NPO、ボランティアなどの地域活動における男女共同参画を 推進します。
- O 災害時に女性の視点が抜け落ちないよう、平常時から地域防災における男女共同 参画に取り組みます。
- O 令和3 (2021) 年に開設する「草津市立男女共同参画センター」を拠点として、 市民・団体・事業者等と協働で男女共同参画を推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
19	コミュニティ活 動における男女 共同参画の促進	 まちづくり協議会、町内会などの地 縁コミュニティや、NPO、ボラン ティアなどの活動において、男女共 同参画を促進します。 地域のしきたりや慣習を見直すため の啓発を行います。 	男女共同参画課 まちづくり協働課 男女共同参画課
20	地域防災における男女共同参画の推進	O 自主防災組織における女性の参画を推進します。 O 避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	危機管理課
21	草津市立男女共 同参画センター の運営	O 男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開に努めます。	男女共同参画課

基本方針(8)男性の家庭生活への参画促進

O 女性が家事・育児・介護等の理由によって仕事を断念することがなく、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が積極的に家事・育児・介護などを担うことが必要です。男性の家事・育児・介護等への主体的なかかわりを推進します。

施策 番号	施策		取組内容	担当課
22	男性の家事、育 児、介護等への 参画促進	0	男性の家事・育児・介護等への参画 についての啓発を行います。 男性の家事・育児・介護等の学習機 会の提供を行います。	男女共同参画課

基本方針(9)女性の活躍推進

- O 女性が安心して働き続けられるよう長時間労働の是正や個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。
- O 女性の活躍の場と機会を拡げていくため、ポジティブ・アクションとして女性の 能力開発や起業支援などを図るとともに、企業や地域コミュニティに働きかける 中で、女性の意思決定の場・機関への参画・登用などを促進します。特に本市の 女性雇用者の5割以上が非正規雇用者となっていることから、非正規から正規雇 用の転換を促進するためのキャリア形成を支援します。
- O 男女共同参画に関心を持つ市民を増やし、団体および女性リーダーの育成に努めます。

施策 番号	施策		取組内容	担当課
23	女性の活躍推進 に向けた気運の 醸成	0 0	女性活躍推進法に基づの策定・推進 に向けた働きかけを行います。 女性活躍や働き方改革等に関する啓 発を行います。	男女共同参画課
		0	多様で柔軟な働き方の実現に向けた	男女共同参画課
			市民・事業所への啓発を行います。	商工観光労政課

施策 番号	施策		取組内容	担当課
		0	就職や起業、キャリア形成(職業能力の習得)を支援します。	男女共同参画課
24	女性の職業能力の開発と就業の	0	女性の就労相談に応じ、就労のため	男女共同参画課
24	ための支援		の情報提供を行うとともに関係機	商工観光労政課
	ための又扱		関・窓口と連携した支援を行いま	人とくらしのサポートセンター
			す 。	子ども家庭課
	市民活動団体お	0	男女共同参画を推進する団体や女性	
25	よび女性リーダ		リーダーの育成を図ります。	男女共同参画課
	ーの育成			
		0	各審議会等における女性委員の割合	
			について 50%を目指して取り組みま	
			す 。	男女共同参画課
	政策・方針決定	0	子育て中の方の審議会等への参画推	関係各課
26	の場への女性の		進のため、託児支援を実施します。	
	参画促進	0	地域における各種団体の方針決定の	
			場への女性の参画を促進します。	男女共同参画課
		0	政治分野における女性の参画を推進	カメ六川が四味
			するための啓発を行います。	

4. 市民等の取組

主体		取組内容
	〇 男	女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、
	家	ア庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野にお
市民	l	て、男女共同参画の推進に努めます。
	O 市	iが行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
		(草津市男女共同参画推進条例第5条)
	〇 男	女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、
	性	別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対
	等	に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と
事業者	子	·育て、介護などの家庭生活とを両立することができるよ
	ð	な職場の環境づくりに努めます。
	О †	が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
		(草津市男女共同参画推進条例第6条)
	〇 男	女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、
	7	の活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めま
各種の団体	す	- o
	О †	が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
		(草津市男女共同参画推進条例第7条)
	〇 男	女共同参画の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、
 教育にかかわる人	基	本理念に基づいた教育または保育に努めます。
秋月にガガイノる人	O 市	が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
		(草津市男女共同参画推進条例第8条)

5. 数値目標の設定

基本目標	項目	設定理由	担当課	現状値 (令和元年度)	目標値(令和7年度)
	①草津市男女共同参画推進条例の浸 透割合◆	条例が周知され、浸透している かの目安とします。	男女共同参画課	43.5%	50.0%以上
【1】 男女共同	②「男は仕事、女は家庭」と考える 市民の割合◆	性別役割分担意識の変化の目安 とします。	男女共同参画課	36.8%	25.0%以下
多画の意 識づくり	③男女共同参画に関する研修等の開 催回数および参加者数	意識啓発の機会の提供状況の把 握をします。	男女共同参画課	5回· 745人	12回· 550人以上
誠づくり	④教職員における男女共同参画およびハラスメントに関する研修の参加者数および参加率	教職員における意識の醸成のた めの取組状況の把握をします。	学校教育課 児童生徒支援課		2600 人・ 90%以上
	⑤25~44 歳における女性の就業率 ◇	女性の就業状況の目安としま す。	男女共同参画課	65.6%	76.9%以上
【2】 男女がと もに自立	⑥女性の正社員率(家族従業員や自 営業を除く)◇	非正規から正規雇用への転換が 進んでいるかの目安とします。	男女共同参画課	43.2%	48.7%以上
して生めている。	①滋賀県女性活躍推進企業に認証 (一つ星以上) されている市内事業 所の数	ワーク・ライフ・バランスや女 性の活躍推進に取り組む企業を 把握します。	男女共同参画課	18 社	36 社以上
9	⑧待機児童数(4月1日時点)	就業等の子育て世代の保育ニー ズに応じた定員確保が進んでい るかの目安とします。	幼児課	70 人	0人
	⑨「女性の総合相談」および「DV 相談」の相談(対応)延件数	件数を把握し、今後の相談体制 や周知方法等の推進につなげま す。	男女共同参画課	160 件 (内D V 42 件)	510 件 (内DV120件)
【3】 男女がと	⑩男女共同参画課の「女性の総合相 談窓口」を知っている人の割合◆	相談窓口の周知が進んでいるか の目安とします。	男女共同参画課	15.8%	60.0%以上
がもしせる でもり でもり	⑪DV の対処方法として「どこにも相談しなかった」人の割合◆	DVに関する認識が深まり、相 談体制等対策が進んでいるかの 目安とします。	男女共同参画課	44.3%	26.3%以下
	⑫市の乳がんの検診受診率	女性の健康づくり支援の進捗の 目安とします。	健康増進課	12.0%	15.0%以上
	③市の子宮頸がんの検診受診率	女性の健康づくり支援の進捗の 目安とします。	健康増進課	13.4%	17.4%以上
	⑭男女の不平等感について「社会通 念・習慣・しきたりなど」で平等で あると考える市民の割合◆	社会通念・習慣・しきたりなど について男女共同参画が推進さ れているかの目安とします。	男女共同参画課	8.0%	19.0%以上
【4】 があ分画社 とら野で会	⑮女性の代表または副代表のいる町 内会、行連区の割合	地域活動等での男女共同参画の 推進状況の目安とします。	男女共同参画課まちづくり協働課	26.0%	31.0%以上
	⑯平日の家事に関する生活時間の男 女の差(平日の家事に要する平均時 間)◆	男性の家庭生活への参画の目安とします。	男女共同参画課	2 時間 55 分	1時間28分以下
	10男性の家事・育児・介護への参画 促進研修や講座の開催回数および参 加者数	男性の家庭生活への参画促進の 機会の提供状況の把握をしま す。	男女共同参画課		10 回・ 200 人以上
	⑱市全体の審議会等における女性委 員の割合	政策・方針決定過程への女性の 参画(女性の登用)が進み、男 女の視点が反映されているかの 目安とします。	男女共同参画課まちづくり協働課	39.3%	50.0%

^{◆「}草津市男女共同参画についてのアンケート」結果より

^{◇「}国勢調査」結果より(令和元年度の現状値は平成 27 年度結果を引用)

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のため、「草津市男女共同参画推進条例」第23条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進します。計画の推進にあたっては、男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

〈庁内推進体制の充実〉

• 庁内に「草津市男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画関連施策を総合的に企画調整し推進します。具体的には、毎年、男女共同参画計画の進捗状況を点検、評価し、課題の検討を行うとともに、計画の実施における関係部局間の総合調整を行います。また、全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

〈草津市男女共同参画審議会の機能充実〉

• 市長の附属機関として設置する「草津市男女共同参画審議会」に上記の男女共同 参画計画の進捗状況を報告し意見を求め、計画の目標の実現に努めます。

〈関連計画との整合〉

• 草津市における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的に施策を展開します。

〈国・県等関係機関との連携〉

• 国・県および関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

〈庁内での働き方改革・女性活躍の推進〉

- 「女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で 継続的に女性職員の活躍を推進します。
- 働き方改革ロードマップ「Kusatsu Smart Project」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現(多様な価値観、生き方・ライフスタイルを容認できる環境づくり)に向けた取組を進めます。

〈庁内での相談体制・職員研修の充実〉

- 令和2 (2020) 年度に改定した「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき、ハラスメントに関する相談体制の整備や研修を通じて、誰もが働き続け能力を発揮できる職場づくりに努めます。
- 男女共同参画の視点を養う職員研修を実施し、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

〈草津市立男女共同参画センターの機能充実〉

• 男女共同参画推進拠点として設置する「草津市立男女共同参画センター」の機能充実に努めるとともに、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人による取組を支援します。

2. 数値目標による進行管理

- O 本計画に示した男女共同参画推進の取組は、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人が、それぞれの立場で、また、連携・協働によって、その展開を図っていきます。
- O とりわけ市の取組は、PDCAサイクル*のもとで、着実な進捗を図ります。その ため、第4章に設定した数値目標により、計画の進捗について定期的な点検・評 価を行います。

PLAN (計画)

ACT (改善)

CHECK (点検・評価)

図 PDCAサイクルによる進行管理

O 市長は、草津市男女共同参画審議会にその結果を報告するとともに、広く市民に 公表します。

資料編

資料編

1. 草津市男女共同参画推進条例

平成20年12月24日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為 の制限(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第25条)

第4章 草津市男女共同参画審議会(第26

第5章 雑則(第27条)

付則

わたしたちのまち草津は、古くから東海道と中山道が分岐し、または合流する宿場町として栄えてきました。その流れを今日に引き継ぎ、今もなお多くの人たちが移り住み、地元で生まれ育った人たちととけ合い、さまざまな生き方や考え方を持つ人たちが共存するまちです。

草津市は、男女が真に対等な市民として、性別にかかわりなく持てる力を発揮し、人権が尊重され、平和で豊かな地域づくりに向けて男女が喜びと責任を分かち合えるまちづくりをめざして、草津市男女共同参画推進計画を作り、その実施に向けて取り組んでいます。

日本国憲法では個人の尊重と法の下の平等が うたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな 取組が、女子差別撤廃条約などの国際社会にお ける取組とともに進められてきました。さらに 男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同 参画社会の実現が21世紀の日本の社会の最も 重要な課題として位置づけられました。

しかし、今もなお、性別によって役割を固定的にとらえる意識、社会の制度、慣行などが存在し、草津市においても男女平等の達成には依然として多くの課題が残されています。

そこで、わたしたちは、このような課題に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者、

各種の団体および教育にかかわる人の義務と 責任を明らかにするとともに、男女共同参画 の推進に関する施策(以下「男女共同参画施 策」といいます。)の基本となる事項を定め ることにより、男女共同参画施策を総合的か つ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現 することを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めます。
 - (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわりなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野で対等に活動する機会が確保され、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。
 - (2) 積極的改善措置 前号の機会に関して 男女間の格差を改善するために、必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対 し、その機会を積極的に提供することをい います。
 - (3) 市民 市内で暮らす人または市内に通 勤もしくは通学する人をいいます。
 - (4) 事業者 市内において営利または非営 利を問わず、事業を行う個人または法人を いいます。
 - (5) 各種の団体 市内において、自治会、 PTAなどによる地域における活動、ボラ ンティア活動などを行う団体をいいます。
 - (6) 教育にかかわる人 市内において、学 校教育、社会教育、保育などにかかわる人 をいいます。
 - (7) セクシュアル・ハラスメント 次に掲 げることをいいます。
 - ア 性的な発言または行動により相手に不 快感を与えること。
 - イ 性的な発言または行動により相手の仕事または生活の環境を害すること。
 - ウ 性的な発言または行動に対する相手の 対応によって不利益を与えること。
 - (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの親密な関係にある人または

- あった人からの身体的、心理的、性的また は経済的な苦痛を与える暴力的な行為その 他心身に有害な影響をおよぼす発言または 行動をいいます。
- (9) 協働 共通の目標に向かって協力して 行動していくことをいいます。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組みます。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響をおよぼすことのないよう改められること
 - (3) 男女が性別にかかわりなく、対等に、 市の施策または事業者もしくは各種の団体 における方針の立案および決定に際して、 共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と 社会の支援のもとに、子育て、介護その他 の家庭生活における活動と、職業その他の 社会のあらゆる分野における活動とを両立 することができること。
 - (5) 家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること。
 - (6) 男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
 - (7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶をめざすこと。
 - (8) 国際社会における取組および動向と歩みをともにするものであること。

(市の義務と責任)

- 第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策(積極的改善措置を含みます。以下同じとなります。)を総合的に策定し、計画的に実施します。
- 2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、 国および他の地方公共団体と緊密に連絡をと りながら、市民、事業者、各種の団体および 教育にかかわる人と協働して取り組みます。

(市民の義務と責任)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解

- を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。
- 2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(事業者の義務と責任)

- 第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。
- 2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(各種の団体の義務と責任)

- 第7条 各種の団体は、男女共同参画について の理解を深め、基本理念に基づき、その活動 を行うに当たり、男女共同参画の推進に努め ます。
- 2 各種の団体は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(教育にかかわる人の義務と責任)

- 第8条 教育にかかわる人は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。
- 2 教育にかかわる人は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
- 第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の 制限

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる場において、 性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ ハラスメント、ドメスティック・バイオレン スなどの行為を行ってはなりません。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、市民に広く表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長する表現その他不必要な性的な表現を用いてはなりません。

第3章 基本的施策

(基本となる計画)

第11条 市長は、男女共同参画施策を総合的 かつ計画的に推進するため、基本となる計画 (以下「推進計画」といいます。)を策定し ます。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たり、あらかじめ、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の意見を反映することができるようにします。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 推進計画の変更については、前2項の規定を用います。

(施策の策定などに当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定および実施に当たり、男女共同参画の推進に努めます。

(広報または啓発の活動)

第13条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行います。

(市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人への支援)

第14条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

(積極的改善措置)

- 第15条 市は、社会のあらゆる分野における 活動において、男女間に参画する機会の格差 が生じている場合は、市民、事業者、各種の 団体および教育にかかわる人と協力し、積極 的改善措置を行うよう努めます。
- 2 市長その他の執行機関は、附属機関または これに類するものの委員その他の構成員を任 命し、または委嘱するに当たり、男女間に参 画する機会の格差が生じることのないよう、 積極的改善措置を行います。

(就業環境における男女共同参画の推進)

- 第16条 事業者は、就業環境における次に掲げる取組の推進に努めます。
 - (1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
 - (2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援
 - (3) セクシュアル・ハラスメントの防止
- 2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。
- 3 市長は、男女共同参画の推進に必要がある と認めたときは、事業者に対し、第1項の取 組の状況について報告を求めることができま

す。

(教育、保育および学習の推進)

第17条 市は、男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にするための教育、保育および学習を推進します。

(家庭生活と職業生活などとの両立の支援)

第18条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業、地域コミュニティその他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援をします。

(生涯にわたる男女の健康の支援)

第19条 市は、女性が妊娠および出産にかか わる身体的な機能を持つことに配慮するとと もに、男女の生涯にわたる健康の保持および 増進を図るため、健康相談、医療の整備その 他の必要な措置を行います。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第20条 市は、第9条の行為の被害者などに 対し、関係機関などと連携し、必要な支援を します。

(相談への対応)

第21条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

(苦情の処理)

- 第22条 市長は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策について、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人から苦情の申出を受けた場合は、必要に応じて調査し、助言し、または是正し、もしくは是正の要請をすることなどにより適切に対応します。
- 2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要があると認めたときは、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に意見を聴くことができます。

(推進の体制)

第23条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

- 2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民、 事業者、各種の団体および教育にかかわる人 による男女共同参画の取組を支援するための 拠点を確保して整備します。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、 必要な財政上の措置を行うよう努めます。

(年次報告など)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画施策の 実施状況について第26条第1項で定める草 津市男女共同参画審議会に報告するととも に、公表します。

(調査研究など)

第25条 市長は、男女共同参画を推進するため、必要な事項について、調査研究および情報の収集を行います。

第4章 草津市男女共同参画審議会 (草津市男女共同参画審議会)

- 第26条 市長の附属機関として、草津市男女 共同参画審議会(以下「審議会」といいま す。)を置きます。
- 2 審議会は、この条例の規定に基づく事項の ほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推 進に関する重要な事項を調査し、または審議 します。
- 3 審議会は、前項の事項を調査し、または審議するほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会の委員の定数は、委員15人以内とし、規則で定めるもののうちから市長が委嘱します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしては なりません。その職を退いた後も同じとしま す
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織 および運営に関し必要な事項は、規則で定め ます。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この 条例の施行について必要な事項は、市長が別 に定めます。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

2. 草津市立男女共同参画センター条例

令和2年6月29日 条例第27号

(設置)

第1条 男女共同参画社会を実現するために、草津市男女共同参画推進条例(平成20年草津市条例第29号)第23条第2項の規定に基づき、草津市立男女共同参画センター (以下「男女共同参画センター」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 男女共同参画センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立男女共同参画センター

位置 草津市大路二丁目1番35号

(事業)

- 第3条 男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
 - (2) 男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。
 - (3) 女性のための総合的な相談に関すること。
 - (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。
 - (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
 - (6) 市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。
 - (7) その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

(開館時間等)

第4条 男女共同参画センターの開館時間および休館日は、規則で定める。

(損害賠償)

第5条 男女共同参画センターを利用する者は、その利用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、破損し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

3. 草津市男女共同参画審議会規則

平成21年1月30日 規則第2号 改正 平成23年4月1日規則第18号 平成26年4月1日規則第30号 平成27年4月1日規則第31号 平成29年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市男女共同参画推進条例(平成20年草津市条例第29号)第 26条第6項の規定に基づき、草津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 草津市男女共同参画推進条例第26条第4項に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者またはその推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任されることを妨げない。
- 3 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、審議会の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部余)

- 第4条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査し、もしくは審議し、またはその経過および結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第2条第4項および第5項ならびに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第2条第5項および前条 第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に最初に草津市男女共同参画推進条例第26条第4項の規定により委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から 平成22年3月31日までとする。
- 付 則(平成23年4月1日規則第18号)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部または課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

(表省略)

付 則(平成26年4月1日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

(表省略)

- 付 則(平成27年4月1日規則第31号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 付 則(平成29年3月31日規則第25号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4. 草津市男女共同参画審議会委員 名簿

(50 音順・敬称略)

委員氏名	所属等
今里 佳奈子	龍谷大学政策学部教授
植村 正雄	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん
宇野・彰一	草津商工会議所
宇野 房子	市民委員(一般公募)
窪田 明裕	草津・栗東地区労働者福祉協議会
○重原 文江	くさつ☆パールプロジェクトチーム
杉江 由紀子	市民委員(一般公募)
髙井 育夫	草津市校長会
谷口暢生	社会保険労務士
◎筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
中睦	弁護士
中島を養香	市民委員(一般公募)
前野 明子	キャリアカウンセラー
松村 裕美	おうみ犯罪被害者支援センター
山本 寛	草津市まちづくり協議会連合会

以上 15名(令和2年度)

※回印は会長、〇印は副会長

5. 策定の経過

日程		内容
令和 元年度	7月18日	第1回草津市男女共同参画審議会開催
	9月10日~9月30日	「草津市男女共同参画についてのアンケート」
		実施
令和 2年度	6月3日	第1回草津市男女共同参画推進本部幹事会開催
	6月25日	第1回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	7月8日	第1回草津市男女共同参画審議会開催
	9月7日	第2回草津市男女共同参画推進本部幹事会開催
	9月30日	第2回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	10月28日	第2回草津市男女共同参画審議会開催
	12月21日	第3回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	1月7日	第3回草津市男女共同参画審議会開催

6. 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号 改正 平成11年7月16日法律第102号 同11年12月22日同第160号

目次 前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なおー層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての 基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来 に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共 同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計 画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(日的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の 対等な構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が 確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮) 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定 的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害す る要因となるおそれがあることにかんがみ、社 会における制度又は慣行が男女の社会における 活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中 立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立) 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際 社会における取組と密接な関係を有しているこ とにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国 際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男 女共同参画社会の形成についての基本理念(以 下「基本理念」という。) にのっとり、男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的 改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定 し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団体 の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その 他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する ように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければ ならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参 画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての 報告を提出しなければならない。

政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同 参画社会の形成の状況を考慮して講じようとす る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を明らかにした文書を作成し、これを国会に提 出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関 する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計 画」という。) を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項 について定めるものとする。
- 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見 を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画 基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の 変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画 を勘案して、当該都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策につい ての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参 画計画」という。)を定めなければならない。 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる

- 事項について定めるものとする。
- ー 都道府県の区域において総合的かつ長期的 に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道 府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村 の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下 「市町村男女共同参画計画」という。)を定め るように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同 参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参 画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共 同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等 を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め るよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参 画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 についての苦情の処理のために必要な措置及び 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画 社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害 された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進 するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民 間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関 して行う活動を支援するため、情報の提供その 他の必要な措置を講ずるように努めるものとす る。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所堂事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以 内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充 てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充 てる。

- 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する 議員の総数の十分の五末満であってはならない。 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれ か一方の議員の数は、同号に規定する議員の総 数の十分の四末満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行する ために必要があると認めるときは、関係行政機 関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その 他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要 な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年 法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参 画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参 画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参

百四十四条の規定 公布の日

画審議会の委員である者は、この法律の施行の 日に、第二十三条第一項の規定により、審議会 の委員として任命されたものとみなす。この場 合において、その任命されたものとみなされる 者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、 同日における旧審議会設置法第四条第二項の規 定により任命された男女共同参画審議会の委員 としての任期の残任期間と同一の期間とする。 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 五条第一項の規定により定められた男女共同参 画審議会の会長である者又は同条第三項の規定 により指名された委員である者は、それぞれ、 この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規 定により審議会の会長として定められ、又は同 条第三項の規定により審議会の会長の職務を代 理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する 法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

— 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条 の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

ーから十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六 〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ー 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四 条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日

法律第31号

改正 平成 16年6月2日法律第64号

同 19年7月 11 日同第 113号

同25年7月3日同第72号

同 26 年4月 23 日同第 28 号

最終改正:令和元年法律第46号

(平 25 法 72 · 改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第 三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二) 第四章 保護命令(第十条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女 平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわ らず、被害者の救済が必ずしも十分に行われて こなかった。また、配偶者からの暴力の被害者 は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難 である女性に対して配偶者が暴力を加えること は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げ となっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女 平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力 を防止し、被害者を保護するための施策を講ず ることが必要である。このことは、女性に対す る暴力を根絶しようと努めている国際社会にお ける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図 るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」 とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に 危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又は これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 (以下この項及び第二十八条の二において 「身体に対する暴力等」と総称する。)をい い、配偶者からの身体に対する暴力等を受け た後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴 力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力を防止するとともに、被害者の自立を支 援することを含め、その適切な保護を図る責 務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、 法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第五項において「主務大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下 この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければなら
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要

事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、 当該都道府県における配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護のための施策の実施に関 する基本的な計画(以下この条において「都 道府県基本計画」という。)を定めなければ ならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、 基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策の 実施に関する基本的な計画(以下この条にお いて「市町村基本計画」という。)を定める よう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画 又は市町村基本計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、 都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成 のために必要な助言その他の援助を行うよう 努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する 婦人相談所その他の適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターとし ての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相

談を行う機関を紹介すること。

- 一 被害者の心身の健康を回復させるため、 医学的又は心理学的な指導その他の必要な 指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用に ついて、情報の提供、助言、関係機関への 連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用に ついて、情報の提供、助言、関係機関との 連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、 自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を 満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、 必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被 害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発見 したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。 この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密 漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律 の規定は、前二項の規定により通報すること

を妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発見 したときは、その者に対し、配偶者暴力相談 支援センター等の利用について、その有する 情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの 暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官 職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の 制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴 力による被害の発生を防止するために必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部 長(道警察本部の所在地を包括する方面を除 く方面については、方面本部長。第十五条第 三項において同じ。)又は警察署長は、配偶 者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を制 当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を 受けている者に対し、国家公安委員会規則す 定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力 による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府 県警察、福祉事務所、児童館相談所その他の 都道府県又は市町村の関係機関その他の関係 機関は、被害者の保護を行うに当たっては、 その適切な保護が行われるよう、相互に連携 を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護 に係る職員の職務の執行に関して被害者から 苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に これを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴 カ又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又 は身体に対し害を加える旨を告知してする脅 迫をいう。以下この章において同じ。) を受 けた者に限る。以下この章において同じ。) が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた 者である場合にあっては配偶者からの更なる 身体に対する暴力(配偶者からの身体に対す る暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又 はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身 体に対する暴力。第十二条第一項第二号にお いて同じ。)により、配偶者からの生命等に 対する脅迫を受けた者である場合にあっては 配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号に おいて同じ。) により、その生命又は身体に 重大な危害を受けるおそれが大きいときは、 裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ れた場合にあっては、当該配偶者であった者。 以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 十八条第一項において同じ。) に対し、次の 各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ し、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の 本拠を共にする場合に限る。

- 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の

- 付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 ー号の規定による命令を発する裁判所又は発 した裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられることを防止 するため、当該配偶者に対し、命令の効力が 生じた日以後、同号の規定による命令の効力 が生じた日から起算して六月を経過する日ま での間、被害者に対して次の各号に掲げるい ずれの行為もしてはならないことを命ずるも のとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるよう な事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむ を得ない場合を除き、連続して、電話をか け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若 しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、 又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害 者がその成年に達しない子(以下この項及び 次項並びに第十二条第一項第三号において単 に「子」という。) と同居しているときであ って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに 足りる言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその同居している子に 関して配偶者と面会することを余儀なくされ ることを防止するため必要があると認めると きは、第一項第一号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えら れることを防止するため、当該配偶者に対し、 命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ る命令の効力が生じた日から起算して六月を 経過する日までの間、当該子の住居(当該配 偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

- 以下この項において同じ。)、就学する学校 その他の場所において当該子の身辺につきま とい、又は当該子の住居、就学する学校その 他その通常所在する場所の付近をはいかいし てはならないことを命ずるものとする。ただ し、当該子が十五歳以上であるときは、その 同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶 者が被害者の親族その他被害者と社会生活に おいて密接な関係を有する者(被害者と同居 している子及び配偶者と同居している者を除 く。以下この項及び次項並びに第十二条第一 項第四号において「親族等」という。) の住 居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を 行っていることその他の事情があることから 被害者がその親族等に関して配偶者と面会す ることを余儀なくされることを防止するため 必要があると認めるときは、第一項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁 判所は、被害者の申立てにより、その生命又 は身体に危害が加えられることを防止するた め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じ た日から起算して六月を経過する日までの間、 当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の 本拠としている住居を除く。以下この項にお いて同じ。) その他の場所において当該親族 等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住 居、勤務先その他その通常所在する場所の付 近をはいかいしてはならないことを命ずるも のとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立 てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に 住所がないとき又は住所が知れないときは居 所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に 属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、 次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所に もすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の

申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で しなければならない。

- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は 警察職員に対し、前各号に掲げる事項につ いて相談し、又は援助若しくは保護を求め た事実の有無及びその事実があるときは、 次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該警察職員の所属官署の名称
 - □ 相談し、又は援助若しくは保護を求め た日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内 容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られ た措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に 同項第五号イから二までに掲げる事項の記載 がない場合には、申立書には、同項第一号か ら第四号までに掲げる事項についての申立人 の供述を記載した書面で公証人法(明治四十 一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならな い。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る 事件については、速やかに裁判をするものと する。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が 立ち会うことができる審尋の期日を経なけれ ば、これを発することができない。ただし、 その期日を経ることにより保護命令の申立て の目的を達することができない事情があると きは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、 前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは 所属官署の長又は申立人から相談を受け、若 しくは援助若しくは保護を求められた職員に 対し、同項の規定により書面の提出を求めた 事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、 口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理 由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達 又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋 の期日における言渡しによって、その効力を 生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所 又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察 本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が 配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相 談し、又は援助若しくは保護を求めた事実が あり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二 条第一項第五号イから二までに掲げる事項の 記載があるときは、裁判所書記官は、速か に、保護命令を発した旨及びその内容を、 該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談 支援センター(当該申立書に名称が記載され た配偶者暴力相談支援センターが二以上ある 場合にあっては、申立人がその職員に対し相 談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が 最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長 に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に 対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令 の取消しの原因となることが明らかな事情が あることにつき疎明があったときに限り、抗

- 告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、 当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服 を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている 保護命令について、第三項若しくは第四項の 規定によりその効力の停止を命じたとき又は 抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判 所書記官は、速やかに、その旨及びその内容 を当該通知をした配偶者暴力相談支援センタ ーの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の 場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消し た場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同日の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てもした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号 の規定による命令を発した裁判所が前項の規 定により当該命令を取り消す場合について準 用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、 前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度 の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生

- 命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする 同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本 拠としている住居から転居しようとする被害 者がその責めに帰することのできない事由に より当該発せられた命令の効力が生ずるは ら起算して二月を経過する日までに当該を からの転居を完了することができないます の他の同号の規定による命令を再度発きに の他の同号の規定による命令を再度発に 要があると認めるべき事情があるときし、 当該命令を発することにより当該配偶者の生活に 特に著しい支障を生ずると認める 特に著しい支障を生する。 該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその 支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は 公証人がその職務を行うことができない場合 には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方 法務局又はその支局に勤務する法務事務官に 第十二条第二項(第十八条第二項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の認証 を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、 その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の 保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。)は、 その職務を行うに当たり、被害者の心身の状 況、その置かれている環境等を踏まえ、被害 者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を 尊重するとともに、その安全の確保及び秘密 の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に 関する理解を深めるために必要な研修及び啓 発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費 用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用を支 弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げる ものについては、その十分の五を負担するも のとする
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に 掲げる費用の十分の五以内を補助することが できる。
 - 都道府県が前条第一項の規定により支弁 した費用のうち、同項第三号及び第四号に 掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前 章までの規定は、生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生活に類する共同生 活を営んでいないものを除く。) をする関係 にある相手からの暴力(当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等をいい、当該関係 にある相手からの身体に対する暴力等を受け た後に、その者が当該関係を解消した場合に あっては、当該関係にあった者から引き続き 受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当 該暴力を受けた者について準用する。この場 合において、これらの規定中「配偶者からの 暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定す る関係にある相手からの暴力」と読み替える ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条
		の二に規定する関係
		にある相手からの暴
		力を受けた者をい
		う。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	同条に規定する関係
	偶者であった	にある相手又は同条
	者	に規定する関係にあ
		る相手であった者
第十条第一項	配偶者	第二十八条の二に規
から第四項ま		定する関係にある相
で、第十一条		手
第二項第二		
号、第十二条		
第一項第一号		
から第四号ま		
で及び第十八		
条第一項		
1 177.15	離婚をし、又	第二十八条の二に規
75 1 76/35 75	l	定する関係を解消し
	取り消された	
	場合	
	<i>₩</i> // □	

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相 談所に対し被害者が配偶者からの身体に対す る暴力に関して相談し、又は援助若しくは保 護を求めた場合における当該被害者からの保 護命令の申立てに係る事件に関する第十二条 第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律 の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果 に基づいて必要な措置が講ぜられるものとす る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」とい う)第十条の規定による命令の申立てに係る同 条の規定による命令に関する事件については、 なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平十九法百十三号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申 立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則〔平二十五法七十二号〔抄〕〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平二十六法二十八号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条 まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令元法四十六〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月 一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号 改正 平成29年3月31日法律第14号 令和元年6月5日法律第24号

目次

第一章

総則(第一条一第四条)

第二章

基本方針等(第五条・第六条)

第三章

事業主行動計画等

第一節

事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節

一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節

特定事業主行動計画(第十九条)

筆四節

女性の職業選択に資する情報の公表(第二十 条・第二十一条)

第四章

女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置(第二十二条一第二十九条)

第五章

雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章

罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によっ て職業生活を営み、又は営もうとする女性が その個性と能力を十分に発揮して職業生活に おいて活躍すること(以下「女性の職業生活 における活躍」という。) が一層重要となっ ていることに鑑み、男女共同参画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号) の基本理念に のっとり、女性の職業生活における活躍の推 進について、その基本原則を定め、並びに国、 地方公共団体及び事業主の責務を明らかにす るとともに、基本方針及び事業主の行動計画 の策定、女性の職業生活における活躍を推進 するための支援措置等について定めることに より、女性の職業生活における活躍を迅速か つ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重 され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民 の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化 に対応できる豊かで活力ある社会を実現する ことを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、 職業生活における活躍に係る男女間の格差の 実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活 を営み、又は営もうとする女性に対する採用、 教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更そ の他の職業生活に関する機会の積極的な提供 及びその活用を通じ、かつ、性別による固定 的な役割分担等を反映した職場における間定 が女性の職業生活における活躍に対して及ぼ す影響に配慮して、その個性と能力が十分に 発揮できるようにすることを旨として、行わ れなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と変庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める 女性の職業生活における活躍の推進について の基本原則(次条及び第五条第一項において 「基本原則」という。)にのっとり、女性の 職業生活における活躍の推進に関して必要な 施策を策定し、及びこれを実施しなければな らない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その 雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に 対する職業生活に関する機会の積極的な提供、 雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策を 総合的かつ一体的に実施するため、女性の職 業生活における活躍の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。)を定めなけれ ばならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な 事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために 必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、基本方針を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について 準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が 定められているときは、基本方針及び都道府 県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域 内における女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策についての計画(次項におい て「市町村推進計画」という。)を定めるよ う努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画 又は市町村推進計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務 大臣は、事業主が女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に 実施することができるよう、基本方針に即し て、次条第一項に規定する一般事業主行動計 画及び第十九条第一項に規定する特定事業主 行動計画(次項において「事業主行動計画」 と総称する。)の策定に関する指針(以下 「事業主行動計画策定指針」という。)を定 めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に 掲げる事項につき、事業主行動計画の指針と なるべきものを定めるものとする。
- 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施 時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更しようとすると きは、厚生労働省令で定めるところにより、 採用した労働者に占める女性労働者の割合、

男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、 管理的地位にある労働者に占める女性労働者 の割合その他のその事業における女性の職業 生活における活躍に関する状況を把握し、女 性の職業生活における活躍を推進するために 改善すべき事情について分析した上で、その 結果を勘案して、これを定めなければならな い。この場合において、前項第二号の目標に ついては、採用する労働者に占める女性労働 者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小 の割合、労働時間、管理的地位にある労働者 に占める女性労働者の割合その他の数値を用 いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを労 働者に周知させるための措置を講じなければ ならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを公 表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画に基づく取組を実施するとともに、 一般事業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者 の数が三百人以下のものは、事業主行動計画 策定指針に即して、一般事業主行動計画を定 め、厚生労働省令で定めるところにより、厚 生労働大臣に届け出るよう努めなければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「認定一般事業主」という。)は、商品、役 務の提供の用に供する物、商品又は役務の広 告又は取引に用いる書類若しくは通信その他 の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十

- 四条第一項において「商品等」という。)に 厚生労働大臣の定める表示を付することがで きる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表 示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第九 条の認定を取り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反 したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主か らの申請に基づき、厚生労働省令で定めると ころにより、当該事業主について、女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組に関 し、当該事業主の策定した一般事業主行動計 画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行 動計画に定められた目標を達成したこと、雇 用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第 百十三号)第十三条の二に規定する業務を担 当する者及び育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六号) 第二十九条に規 定する業務を担当する者を選任していること、 当該女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組の実施の状況が特に優良なものであ ることその他の厚生労働省令で定める基準に 適合するものである旨の認定を行うことがで きる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚 生労働大臣の定める表示を付することができ る
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業 主が次の各号のいずれかに該当するときは、 第十二条の認定を取り消すことができる。
- ー 第十一条の規定により第九条の認定を取り 消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、 又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けた とき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合をしくはその連合会であって厚生労働省令であるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするものに限る。)の方、その構成員である中小事業主に対しる活躍の推進に関する、など援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する 募集に従事しようとするときは、厚生労働省 令で定めるところにより、募集時期、募集人 員、募集地域その他の労働者の募集に関する 事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働 大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項 の規定による届出があった場合について、同

- 法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、 第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条 第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第 一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び 第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者 について、同法第四十条の規定は同項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者 に対する報酬の供与について、同法第五十条 第三項及び第四項の規定はこの項において準 用する同条第二項に規定する職権を行う場合 について、それぞれ準用する。この場合にお いて、同法第三十七条第二項中「労働者の募 集を行おうとする者」とあるのは「女性の職 業生活における活躍の推進に関する法律第十 六条第四項の規定による届出をして労働者の 募集に従事しようとする者」と、同法第四十 一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃 止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と 読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二 条の三の規定の適用については、同法第三十 六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者 以外の者をして労働者の募集に従事させよう とする者がその被用者以外の者に与えようと する」と、同法第四十二条の三中「第三十九 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)第十六条第 四項の規定による届出をして労働者の募集に 従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対 し、第二項の相談及び援助の実施状況につい て報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項 の規定により一般事業主行動計画を策定しよ うとする一般事業主又はこれらの規定による 届出をした一般事業主に対して、一般事業主 行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それら

- の長又はそれらの職員で政令で定めるもの (以下「特定事業主」という。)は、政令で 定めるところにより、事業主行動計画策定指 針に即して、特定事業主行動計画(特定事業 主が実施する女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関する計画をいう。以下 この条において同じ。)を定めなければなら ない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施 時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定 めるところにより、採用した職員に占める女 性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、 勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占 める女性職員の割合その他のその事務及び事 業における女性の職業生活における活躍に関 する状況を把握し、女性の職業生活における 活躍を推進するために改善すべき事情につい て分析した上で、その結果を勘案して、これ を定めなければならない。この場合において、 前項第二号の目標については、採用する職員 に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年 数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地 位にある職員に占める女性職員の割合その他 の数値を用いて定量的に定めなければならな
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員 に周知させるための措置を講じなければなら ない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定 事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を 公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づ く取組を実施するとともに、特定事業主行動 計画に定められた目標を達成するよう努めな ければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の

- 職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活 との両立に資する雇用環境の整備に関する実 績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定める ところにより、職業生活を営み、又は営もう とする女性の職業選択に資するよう、その事 務及び事業における女性の職業生活における 活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表 しなければならない。
- その任用し、又は任用しようとする女性に 対する職業生活に関する機会の提供に関する 実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活と の両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍を推進するため、前項の措置と相まって、 職業生活を営み、又は営もうとする女性及び その家族その他の関係者からの相談に応じ、 関係機関の紹介その他の情報の提供、助言そ の他の必要な措置を講ずるよう努めるものと する。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活

躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定 一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において 女性の職業生活における活躍の推進に関する 事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機 関(以下この条において「関係機関」とい う。)は、第二十二条第一項の規定により国 が講ずる措置及び同条第二項の規定により地 方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の 女性の職業生活における活躍の推進に有用な 情報を活用することにより、当該区域におい て女性の職業生活における活躍の推進に関す て女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組が効果的かつ円滑に実施される協議会 (以下「協議会」という。)を組織すること ができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公 共団体の区域内において第二十二条第三項の 規定による事務の委託がされている場合には、 当該委託を受けた者を協議会の構成員として 加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要がある と認めるときは、協議会に次に掲げる者を構 成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員 (以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性 の職業生活における活躍の推進に有用な情報 を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る とともに、地域の実情に応じた女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組について 協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共 団体は、内閣府令で定めるところにより、そ の旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協 議会の事務に従事していた者は、正当な理由 なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を 漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議 会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議 会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に 関し必要があると認めるときは、第八条第一 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主 若しくは特例認定一般事業主である同条第七 項に規定する一般事業主に対して、報告を求 め、又は助言、指導若しくは勧告をすること ができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項 の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主 又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十 二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前 条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労 働省令で定めるところにより、その一部を都 道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する 職業安定法第四十一条第二項の規定による業 務の停止の命令に違反して、労働者の募集に 従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者 は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。
- ー 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を 漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らし た者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者 は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 に処する。
- 第十六条第四項の規定による届出をしない で、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定 法第三十七条第二項の規定による指示に従わ なかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定 法第三十九条又は第四十条の規定に違反した 者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者 は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第十条第二項(第十四条第二項において準 用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十条第二項の規定による立入り若しく は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳 述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を 漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の 過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章 (第二十八条を除く。)及び第六章(第三十 条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定 は、平成二十八年四月一日から施行する。 (この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一 日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る 事務に従事していた者の当該事務に関して知 り得た秘密については、同条第四項の規定 (同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定 にかかわらず、同項に規定する日後も、なお その効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務 に関して知り得た秘密については、第二十八 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第 一項の規定にかかわらず、同項に規定する日 後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則 の適用については、この法律は、第一項の規 定にかかわらず、同項に規定する日後も、な おその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定する もののほか、この法律の施行に伴い必要な経 過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条 を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二•三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第 五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七 十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則 第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第 三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分 の八十を」に改める部分に限る。)、第四条 の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五 十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の 改正規定並びに附則第五条から第八条まで及 び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員 退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四 条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条 (次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則 第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関す る法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三 十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」 を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、 附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に 関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三 +二条の十一から第三十二条の十五まで、第 三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及 び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項 の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二 条、第二十六条から第二十八条まで及び第三 十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に 掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一 月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第三十五条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政 令で定める。
- 附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法 律の施行に関して必要な経過措置は、政令で 定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9. 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
昭和 20(1945)年		·婦人参政権実現(衆議院議員選挙法改正)		
昭和 50(1975)年	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)で「世界 行動計画」を採択 ・国連総会「国連婦人の 10年」('76~'85)を決 定	・総理府に婦人問題企画 推進本部を設置 ・総理府婦人問題担当 室設置		
昭和 51(1976)年		・「育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象)」施行・民法一部改正(離婚後の婚氏続称制度)		
昭和 52(1977)年		·婦人問題企画推進本 部「国内行動計画」策 定	·婦人問題連絡協議会設置 ・婦人問題懇談会設置	
昭和 53(1978)年			·商工労働部労政課婦人 対策係設置	
昭和 54(1979)年	·国連総会「女子差別撤 廃条約」採択			・市立「働く婦人の家」開 設
昭和 55(1980)年	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)で「後半期行動プログラム」を採択	・民法・家事審判法一部 改正(配偶者の相続分 引上げ)		
昭和 56(1981)年	·ILO総会「第156号条 約(家族的責任条約)」 採択	·婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期 重点目標」策定	・婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」	
昭和 57(1982)年				
昭和 58(1983)年			・「滋賀の婦人対策の方向 一婦人の地位向上をめ ざして一」策定 ・婦人問題懇話会設置	
昭和 59(1984)年		・第1回日本女性会議・国籍法・戸籍法一部改正(父母両系血統主義の採用)	·商工労働部労政婦人課 設置	

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
昭和 60(1985)年	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	・「女子差別撤廃条約」 批准	・婦人問題懇話会「滋賀 の女性の自立と社会参 加のための婦人総合セン ターの建設についての提 言」	・総務部企画室自治振興 課に青少年婦人係を設 置 ・市制施行後初の女性教 育委員(高橋 一子)
昭和 61(1986)年		·「男女雇用機会均等 法」施行	・県立婦人センター開所	
昭和 62(1987)年		・婦人問題企画推進本 部「西暦2000年に向け ての新国内行動計画」 策定		・市制施行後初の女性市 議会議員(伊吹 美賀 子)
昭和 63(1988)年)				
平成元(1989)年		・新学習指導要領告示 (中学・高校での家庭科 男女必修)	・知事直属に婦人行政課 設置 ・婦人行政推進本部設 置	·女性対策検討委員会設 置
平成 2(1990)年	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人問題懇話会「男女 共同参加型社会づくりに 向けての提言」 ・「男女共同参加型社会 づくり滋賀県計画」策定	・女性対策検討委員会「草津女性プラン」答申
平成 3(1991)年		·婦人問題企画推進本 部「新国内行動計画 (第1次改定)」策定		
平成 4(1992)年		·「育児休業法」施行 ·婦人問題担当大臣設置	・女性政策課および女性 政策推進本部に改称 ・女性問題懇話会に改称	・市制施行後初の女性教育委員長(古川 益子)
平成 5(1993)年	・世界人権会議(ウィーン) ・国連総会「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施 行 ・中学校技術・家庭科の 男女共修開始	・女性問題懇話会「男女 共同参画型社会づくり 滋賀県計画改定に向け ての提言」	
平成 6(1994)年	・国際人口・開発会議(カイロ)	・高等学校家庭科の男女 共修開始 ・総理府に男女共同参画 室および男女共同参画 審議会設置 ・男女共同参画推進本 部設置	・「男女共同参画社会づく り滋賀県計画(第1次改 定)」策定	
平成 7(1995)年	・第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」および「行動綱領」を採択	・「育児・介護休業法」成立(介護休業制度の法制化) ・「ILO第156号条約(家族的責任条約)」批准	・「湖国農山漁村女性プラン」策定	・企画部企画課に女性政 策担当を設置 ・女性政策推進会議設置

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 8(1996)年		・男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョン」 答申 ・男女共同参画推進本 部「男女共同参画2000 年プラン」策定		・企画部企画調整課女性 政策担当に改編 ・女性問題懇話会設置 ・女性問題懇話会「女性 行動計画策定に向けて の提言」
平成 9(1997)年		·「男女雇用機会均等法」改正 ·「労働基準法」改正 ·「育児·介護休業法」改正	・企画県民部男女共同参画課設置 ・県立女性センターに改称・男女共同参画推進参画 および男女共同参画を連続を および男女共同参画懇話会に改称 ・男女共同参画懇話会「21世紀を展望した滋賀県における男女共同 参画社会づくりの方向について」提言	・「草津市女性行動計画 『女と男のパートナープラン・〈さつ』」策定 ・女性政策推進本部設置
平成 10(1998)年		・男女共同参画審議会 「男女共同参画基本法 について」答申	・「滋賀県男女共同参画 推進計画〜パートナーし が2010プラン〜」策定	・男女平等社会づくりを進める会設置
平成 11(1999)年	・国連総会「女性に対する 暴力撤廃国際日(11 月25日)」採択	・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本 法」施行		・「女と男のパートナーシップをめざして一職員向けガイドラインー」発行・「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針」制定・市制施行後初の女性市議会議長(山本 美智子)
平成 12(2000)年	・国連特別総会「女性 2000年会議」(ニューヨー ク)で「政治宣言」および 「北京宣言及び行動綱 領実施のための更なる 行動とイニシアティブ」(成 果文書)を採択	・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・男女平等社会づくりを進める会「男女平等社会づくりの方策に関する提言」 ・企画部パートナーシップ推進課に男女共同参画担当を設置 ・男女共同参画推進本部に改称
平成 13(2001)年		・内閣府に男女共同参画 局および男女共同参画 会議設置 ・第1回男女共同参画週間 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律(配偶者暴 力防止法)」施行	・男女共同参画懇話会 「男女共同参画社会の 実現をめざす取組を加速 し、強力に推進していくた めの方策について」提言	・男女共同参画についての アンケート実施

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 14(2002)年			・「滋賀県男女共同参画 推進条例」施行 ・県立男女共同参画セン ターに改称 ・男女共同参画審議会設 置 ・男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の 策定にあたっての基本的 な考え方について」答申	·男女共同参画推進懇話 会設置
平成 15(2003)年		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「滋賀県男女共同参画計画〜パートナーしが2010プラン(改訂版)〜」策定・政策調整部男女共同参画課に改編	・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画推進懇話 会「男女共同参画推進 計画(改訂版)について」答申・「草津市男女共同参画推進計画『女と男のパートナーブラン・くさつ(改訂版)』」策定・企画部市民交流課男女共同参画担当に改編
平成 16(2004)年		・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定・「配偶者暴力防止法」改正・「育児・介護休業法」改正	・男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の 視点に立った地域づくりに ついて」提言	・市民環境部まちづくり課 男女共同参画担当に改 編
平成 17(2005)年	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」 世界閣僚級会合(ニュー ヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
平成 18(2006)年	・第1回東アジア男女共 同参画担当大臣会合 (東京)	・男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定・「男女雇用機会均等法」改正		・人権環境部人権センター 男女共同参画担当に改編 ・「男女共同参画に関する 職員意識調査」実施
平成 19(2007)年		・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の 改定にあたっての基本的 考え方について」答申	

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 20(2008)年		・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「滋賀県男女共同参画 計画〜パートナーしが 2010 プラン(第2次改訂 版)〜」策定 ・県民文化生活部男女共 同参画課に改編	・男女共同参画推進懇話 会「男女共同参画推進 条例について」提言 ・「草津市男女共同参画 推進条例」公布
平成 21(2009)年		・「育児・介護休業法」改正		・男女共同参画についての アンケート実施 ・「草津市男女共同参画 推進条例」施行 ・人権市民協働部人権セ ンター男女共同参画担 当に改編 ・男女共同参画審議会設 置
平成 22(2010)年	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)・APEC「第15回女性リーダーズネットワーク会合」(東京)	·「第3次男女共同参画 基本計画」策定	・男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の 改定にあたっての考え方 について」答申	・男女共同参画審議会 「男女共同参画推進計画について」答申 ・「第3次草津市男女共同参画推進計画」策定
平成 23(2011)年	・「ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための 国連機関(UN Wome n)」発足		・「滋賀県男女共同参画計画〜新パートナーしがプラン〜」策定・総合政策部男女共同参画課に改編	・人権政策部人権センター男女共同参画担当に改編
平成 24(2012)年		・「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計 画」策定		
平成 25(2013)年		·「配偶者暴力防止法」 改正		
平成 26(2014)年		・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定		・総合政策部企画調整課 男女共同参画担当に改編 ・男女共同参画についての アンケート実施
平成 27(2015)年	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・商工観光労働部女性 活躍推進課に改編 ・男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の 改定について」答申	・総合政策部に男女共同 参画室を設置 ・男女共同参画審議会 「第3次草津市男女共 同参画推進計画の見直 しについて」答申
平成 28(2016)年	・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表	・「女性の活躍推進のため の開発戦略」策定	・「パートナーしがプラン 2020」策定	·「第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)」策定

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 29(2017)年	・G20 ハンブルクサミット: 「女性起業家資金イニシ アティブ」(We-Fi)採択	・「刑法」改正(強姦罪を強制性交等罪へ変更)		・総合政策部男女共同参 画課に改編
平成 30(2018)年	・G7 外務大臣会合:「G7 女性・平和・安全保障パ ートナーシップ・イニシアティブ」(WPS)採択	・「政治分野における男女 共同参画の推進に関す る法律」公布施行 ・「働き方改革を推進する ための関係法律の整備 に関する法律」公布施行		
令和元(2019)年		・「女性活躍推進法」改正施行(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化)・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(DV防止法改正を含む(一部令和2年施行))		・男女共同参画についてのアンケート実施
令和 2(2020)年	・第 64 回国連女性の地 位 委 員 会 (「北京 +25」)(ニューヨーク)	・「女性活躍・ハラスメント 規制法」施行		
令和 3(2021)年)		·「第5次男女共同参画 基本計画」策定	·「滋賀県男女共同参画計画·女性活躍推進計画」策定予定	・男女共同参画審議会 「第4次草津市男女共 同参画推進計画につい て」答申 ・「第4次草津市男女共同 参画推進計画」策定 ・「草津市立男女共同参 画センターあい・ふらっと」 開設

10. 用語集

本文中「*」が付いている用語の説明を掲載しています。

あ行

用語	説明
	誰もが潜在的に持っている無意識の偏見のこと。今までの生活
 アンコンシャス・バイアス	や習慣、周囲の環境などから、知らず知らずのうちに刻み込ま
	れ、男女の役割意識など固定的な物の見方や捉え方で周りに悪
	影響を与えることがある。
	女性活躍推進法の改正(令和元(2019)年)により、令和4
	(2022)年4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義
	務が、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主から 101
一般事業主行動計画	人以上の事業主まで拡大される。事業所における女性の活躍に
	関する状況把握、課題分析を踏まえて女性の活躍推進に向けた
	数値目標や取組を定め、計画を周知・公表することが求められ
	ている。
	子育てに積極的に関わる男性を「イクメン」といい、そうした
イクボス	「イクメン」の育児参加・育児休業取得を支援する「事業主・
	上司」を指して「イクボス」という。

か行

,5 5	
用語	説明
	キャリアとは、人が、生涯の中でさまざまな役割を果たす過
	程で、自分らしい生き方を実現していくことをいう。キャリ
キャリア教育	ア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な
	基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達
	を促す教育のことをいう。
協働	共通の目標に向かって協力して行動していくこと。

さ行

用語	説明
持続可能な開発目標(SDG	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)。平
s)	成 27(2015)年に国連が定めた 17 の目標のこと。「誰一人
	取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地
	球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを
	目指す普遍的な行動を呼びかけている。
	人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよ
	う、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大
	等、人類の開発活動に起因する現代社会におけるさまざまな
持続可能な社会	問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なとこ
	ろから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新た
	な価値観や行動等の変容を生みだすことによりもたらされる
	社会のこと。
女性活躍推進法(女性の職	自らの意思で職業生活を営もうとする女性が個性と能力を十
業生活における活躍の推進	分に発揮できるよう、女性の職業生活における活躍を推進
に関する法律)	し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律。
	国際協力分野における女性活躍推進のための新たな戦略とし
	て、平成 27(2015)年に閣議決定された開発協力大綱国を踏
 女性の活躍促進のための開	まえ国が策定した女性活躍推進のための課題別政策のこと。
発戦略	女性にやさしいインフラ整備や女子教育(科学、テクノロジ
光料哈	一、工学、数学を含む)支援,防災分野をはじめとする女性
	の指導的役割への参画推進を重点分野に挙げており, これら
	を通じた女性の活躍と質の高い成長を目指している。
	性自認(自分が認識している性(こころの性))が身体の性
	と一致している人もいれば一致しない人もいたり、性的指向
	(好きになる・ならない対象)が自分の性自認とは異なる対
性の多様性	象に向く人もいれば同じ対象に向く人、またはそのどちらに
	も向いたりどちらにも向かない人もいたりするなど、性自認
	や性的志向のありかたは一人ひとり異なる多様なものであ
	り、また他人から決められるものでもないことをいう。
セクシュアル・ハラスメン	性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害
F	し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。

た行

用語	説明
	青少年期から男女共同参画の重要性を認識するため、滋賀県
 男女共同参画社会づくり副	が作成した児童・生徒用副読本。身近な例を通じ、性別にと
男女共同参画社会ライザ画 読本	らわれず誰もが生き生きと暮らせる社会について、学校や家
	庭で考えることのできる内容になっている。主な対象は小学
	5年生、中学2年生、高校2年生。
デートDV	交際相手等、婚姻関係にないカップルの間で起こる暴力のこ
7-	と。10~20 代のカップルの間でもみられる。
	ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用
	できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務
テレワーク	や、施設に依存せずいつでもどこでも仕事が可能な状態にあ
	るモバイルワーク、サテライトオフィス等を就業場所とする
	施設利用型勤務等の形態がある。
ドメスティック・バイオレ	夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの
ンス (DV)	身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な
	行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をい
	う。

は行

用語	説明
	働く人それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社
	会を実現するための取組であり、労働時間の短縮と労働条件
働き方改革	の改善、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保、多様な
	就業形態の普及、仕事と生活(育児、介護、治療)の両立等
	の施策が推進されている。
	積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する
ポジティブ・アクション	機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内
	において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に
	提供すること。

ら行

用語	説明
	性と生殖に関する健康/権利のこと。平成6(1994)年のカイ
	口の国連会議(国際人口・開発会議)で国際的承認を得た考
	え方。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性
	の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障
	害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分
 リプロダクティブ・ヘルス	の健康を主体的に確保することを目指そうとするもの。い
	つ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足
	のいく性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、子ども
	が健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や
	更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖
	に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘ
	ルスを享受する権利がリブロダクティブ・ライツであり、基
	本的人権としての確立が必要とされる。

わ行

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生
	活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希
	望するバランスで展開できる状態のこと。

アルファベット

用語	説明
HUG訓練	H(hinanzyo 避難所)、U(unei 運営)、G(game ゲー
	ム)の頭字語。避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプ
	ローチとして静岡県が開発したもの。避難者の年齢や性別、
	国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の
	体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できる
	か、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくか
	を模擬体験するゲーム。
L字カーブ	女性の正規雇用労働者比率が 20 代後半でピークを迎えた後、
	低下を続ける様子をグラフで表すとアルファベットのLのよ
	うに見えることから、このような女性の就業状況を指してL
	字カーブという。女性の働き方がフルタイムの正規雇用とパ
	ートタイムの非正規雇用に二極化しており、働き方の選択肢
	も不十分であることを表している。
LGBT	女性同性愛者(レズビアン;Lesbian)、男性同性愛者(ゲ
	イ;Gay)、両性愛者(バイセクシュアル;Bisexual)、性自
	認(心の性)と身体的性が一致しない人(トランスジェンダ
	ー;Transgender)の人々を意味する頭字語。すべての性的マ
	イノリティを指す言葉ではないため、「Asexual」(アセクシ
	ュアル、同性にも異性にも性的欲望を持たない人)の「A」、
	「Intersex」(インターセックス、身体的に男女の区別がつき
	にくい人)の「I」、「Questioning」(クエスチョニング、
	自分の性別や性的指向に確信が持てない人)の「Q」等、L
	GBT以外のカテゴリーの性的マイノリティを表す単語の頭
	字語を加えることもある。
M字カーブ	女性の年齢別就業率(15歳以上の人口に占める「就業者」の
	割合)をグラフ化するとアルファベットのMのようにみえる
	ことから、このような女性の就業状況を指してM字カーブと
	いう。結婚・出産期に当たる年代に一旦仕事を退職し、育児
	が落ち着いた時期に再就職をする人が多いということを反映
	しており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語として定
	着している。
PDCAサイクル	計画に基づく行動の進行管理サイクルの1つで、計画
	(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロ
	セスを順に行うもの。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social
	Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流
	できるWebサイトの会員制サービスのこと。

第4次草津市男女共同参画推進計画

発行:草津市 総合政策部 男女共同参画課

発行年月: 令和3(2021) 年4月

〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30

TEL:077-565-1550 FAX:077-561-2489

Eメールアドレス: danjo@city.kusatsu.lg.jp

※令和3年5月から、「男女共同参画センター」に名称が変更されます。 住所:525-0032草津市大路2丁目1-35(市民総合交流センター5階)

